

会津若松市 教育ICT推進プラン

デジタル × グローバル時代を”生き抜く力”を身に付けた
次代を創る あいづっこの育成



会津若松市教育委員会

令和4年3月

目 次

1. 会津若松市教育ICT推進プランの策定について	1
(1) プラン策定の趣旨	
(2) 国の動向から	
(3) 本計画の位置付け	
(4) 計画の期間	
2. 会津若松市における現状と課題	6
(1) これまでの教育ICT環境整備の流れ	
(2) 教育ICT環境の現状	
(3) 教員の教育ICT活用能力の現状	
(4) 今後取り組むべき課題	
3. 基本目標・基本方針	14
(1) 本プランが目指す姿	
(2) 基本方針	
4. 基本目標を達成するための推進事業	20
5. 教育ICT推進プラン達成目標の指標	49
(1) 教員のICT活用指導力	
①大項目1	
②大項目2	
③大項目3	
④大項目4	
(2) ICT環境整備	
(3) 情報モラル教育の充実	
(4) 児童生徒のICT利活用リテラシー	
6. 計画の推進のために	52
(1) 推進体制	
(2) 計画の円滑かつ着実な推進	

デジタル ✕ グローバル時代を生き抜く力を身に付けた 次代を創る あいづっこの育成

1. 会津若松市教育ICT推進プランの策定について

(1) プラン策定の趣旨

児童生徒を取り巻く社会情勢は刻々と変化し、IoTやビッグデータ、人工知能(AI)等のイノベーションによる第4次産業革命¹の進展が、商工業をはじめ、健康、医療、公共サービスを含む幅広い産業や人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与えられています。

また、今後達成を目指す超スマート社会では、様々な情報をデータ化して管理することで、生産効率の改善、需要予測の精緻化、取引相手を含むサプライチェーンの効率的運用を図ることに加え、データの解析、AIを活用した事務の効率化や新たなサービス提供などが実現されると期待されています。

このように、情報技術の飛躍的な進化等を背景として、経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化し、グローバル化が進展するなど、先を見通すことが困難な時代へ移行しつつある社会を生きていく児童生徒には、「生涯学び続け、どんな環境でも『答えのない問題』に最善解を導くことができる能力」を育むことが大切であるといわれています。

文部科学省では、今後の社会やその時代を生きる児童生徒に求められる資質²について次のように述べています。

Society 5.0³の到来など、私たちは大きな社会の変革期にいます。Society 5.0は、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆する社会の姿です。

Society 5.0においては、AI等の先端技術が、教育や学びの在り方に変革をもたらすことが考えられます。特に、日常生活の様々な場面でICT(情報通信技術)を用いることが当たり前となっている子供たちは、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての「情報活用能力」を身に付け、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっています。

1 日本経済2016-2017(内閣府)第2章第1節 第4次産業革命のインパクト

2 「文部科学白書」(平成30年度)第11章の総論より抜粋

3 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱(内閣府)

学習指導要領においても、児童生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を明確化し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進するために、学習の基盤となる資質・能力として「言語能力」、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」、「問題発見・解決能力等」を掲げ、情報活用の重要性について明記されています。

本市においては、平成 25 年 2 月より、生活を取り巻く様々な分野で ICT を活用したまちづくりとして「スマートシティ会津若松」の取組を推進してきており、令和 3 年 5 月には、小・中学校及び義務教育学校において 1 人 1 台の学習用端末（以下「学習用タブレット」という。）が整備され、これを活用した「令和の日本型学校教育⁴」の構築を目指した学びが本格的にスタートしました。教育 ICT を円滑に推進するためには、本格運用後に想定される通信ネットワークに係るトラブルを可能な限り未然に防ぎ、児童生徒が安定したネットワーク環境のもとで ICT を活用した学習を行うことができる環境を整えることが必要となります。

「スマートシティ会津若松」の取組が進み、Society 5.0 時代が幕を明けたといわれる昨今、次代を担う子どもたちが、これからの高度情報化社会を生きるために必要な情報活用能力を身に付けていけるよう、教育 ICT 環境の整備方針や教員の指導力向上を図るための取組、授業等での活用方法を「会津若松市教育 ICT 推進プラン」として取りまとめました。

(2) 国の動向から

① GIGA⁵スクール構想の概要

これからの Society 5.0 時代を生きる児童生徒にとって、教育における ICT を基盤とした先端技術の活用がますます重要となります。

そのため、文部科学省より「GIGA スクール構想」の取組が提唱され、令和元年 12 月に「GIGA スクール実現推進本部」が同省に設置されました。

この取組は、児童生徒 1 人 1 台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させるというものです。

会津若松市の小・中学校及び義務教育学校は、全国学力・学習状況調査で、全国平均をやや下回る状況が続いており、この「GIGA スクール構想」の推進により、ハード、ソフト両面で、児童生徒の学力、学ぶ力を向上させる環境を整えていきます。

4 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和 3 年 1 月 26 日 中央教育審議会答申）

5 GIGA: Global and Innovation Gateway for All の略。

② 学びの保障

社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない現状を考えたとき、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことを踏まえ、感染症対策を講じつつ、学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めることが求められます。⁶

また、児童生徒個人の事情により長期の欠席を選択せざるを得ない場合もあり、非常時のみならず平常時においても様々な場面ごとに、児童生徒の学びを保障できる環境を考えていく必要があります。

そのためには、パソコンや学習用タブレットで学習支援動画やデジタル教材を利用するなど、ICT機器を学習のための一つのツールとして有効に活用していくことが学びの保障につながる方策の一つと考えることができます。

また、緊急時における子どもたちの学びを保障する観点から、文部科学省が令和2年度に開発した「MEXCBT(メクビット)」は、国や地方自治体等の公的機関が作成した問題を活用し、児童生徒が学校や家庭において学習やアセスメント⁷ができるCBT⁸システムであり、1人1台の学習用タブレットの環境下では有効なツールの一つとなるため、このオンライン学習システムの活用も推進していきます。

③ 最新の動向から

会津若松市は、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、先進事例や成功事例を積極的に取り込んでいきます。

令和2年12月に文部科学省が開設した「StuDX Style」(スタディーエックス スタイル)サイト⁹では、GIGAスクール構想のもとでICTの整備を進め、先進的に実践を進めてこられた自治体や学校の事例等が発信されており、これらの情報も有効活用し、教員のICT活用能力の向上や授業の充実に活かしていきます。

6 <参考通知>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について(通知)(令和2年5月15日 初等中等教育局長通知)

7 アセスメント(assessment):評価・査定・分析;利用者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。

8 CBT:Computer Based Testing の略。コンピュータを用いた試験の方式のこと。

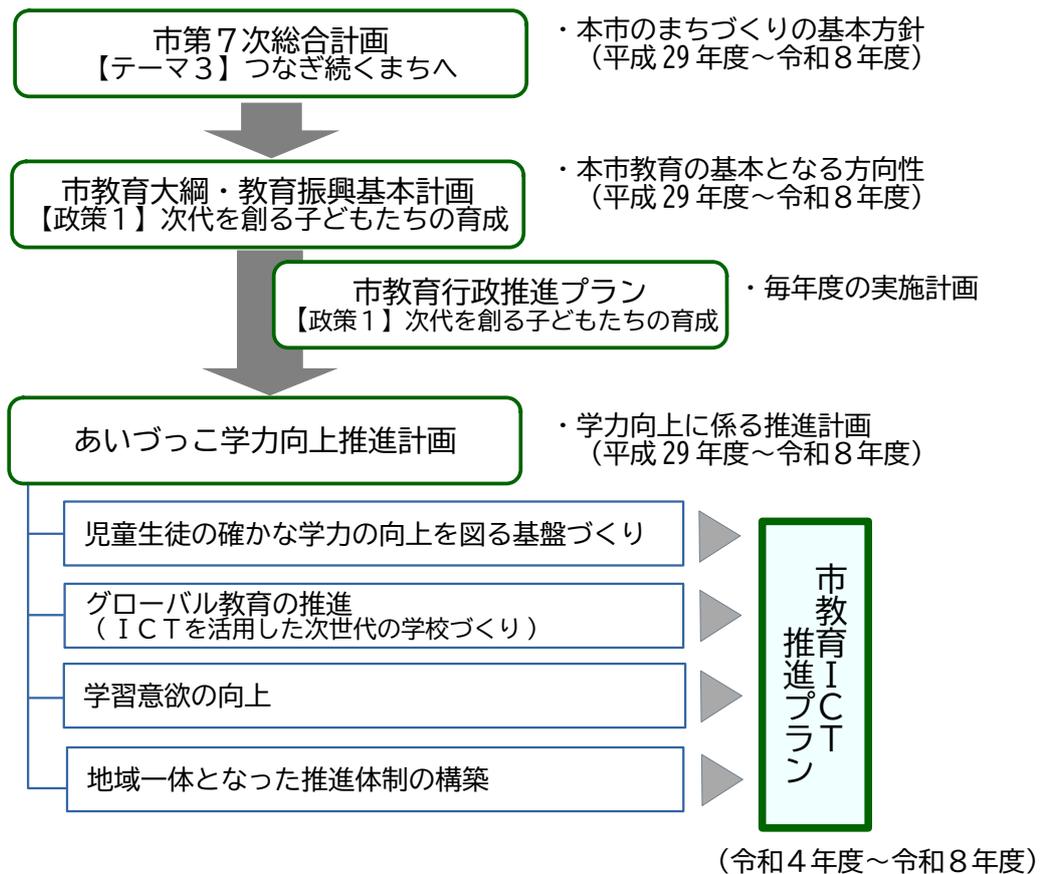
9 <https://www.mext.go.jp/studxstyle/>

(3) 本計画の位置付け

本市では、「市第7次総合計画」及び「市教育大綱・教育振興基本計画」に定める基本方針並びに施策の基本方向を踏まえ、毎年度、本市教育の実施計画となる「市教育行政推進プラン」にて目指す姿を掲げて取組を進めてきました。さらに、「あいづっこ学力向上推進計画」により、「児童生徒の確かな学力の向上を図る基盤づくり」、「グローバル教育の推進（ICTを活用した次世代の学校づくり）」、「学習意欲の向上」、「地域が一体となった推進体制の構築」の4つの視点のもとで学力向上に取り組んでいます。

これらの計画等のうち、ICTに関連した取組について、より具体的に整備方針や教員の指導力向上を図るための取組、授業等での活用方法等を示し、教員が手引きとして活用できるように「市教育ICT推進プラン」（図表1-1）を策定します。

【図表1-1】会津若松市教育ICT推進プランの位置付け



① 会津若松市第7次総合計画(平成29年度からの10年間を計画期間)

【基本目標・基本理念】ともに歩み、ともに創る「温故創しん」会津若松

⇒ 政策1:次代を創る子どもたちの育成

⇒ 政策分野2:学校教育

目指す姿:学ぶ喜びや楽しさを実感しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を
バランスよく身に付けた子どもたちが育つまち

- ICT・グローバル化に対応した教育の推進
- コミュニケーション能力や表現力の育成

② 会津若松市教育大綱・教育振興基本計画(平成29年度からの10年間を計画期間)

【基本目標】未来につなぐひとづくり

⇒ 政策1:次代を創る子どもたちの育成

⇒ 政策分野1:学校教育

⇒ 施策1:確かな学力の育成

⇒ 主な取組より:○ 情報活用能力の育成

○ グローバル化に対応した教育の推進

(4) 計画の期間

本プランの計画期間は、「市第7次総合計画」、「市教育大綱・教育振興基本計画」、「あいづっこ学力向上推進計画」の計画終了期間にあわせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、今後の技術革新や社会情勢、教育を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

2. 会津若松市における現状と課題

(1) これまでの教育ICT環境整備の流れ

本市においては、平成29年3月に「あいづっこ学力向上推進計画」を策定し、視点の1つに「グローバル教育の推進（ICTを活用した次世代の学校づくり）」を掲げ、学習指導要領改訂に伴う英語教育を先行実施や、音声や映像等を授業に効果的に取り入れたICTを活用した授業づくりを推進してきました。併せて、ICT機器の導入や活用のための研修会の充実により、グローバル化に対応した効率的な学力向上を図るとともに、英語以外の教科の授業や情報活用能力の育成等にも、積極的にICTを活用し、次世代の学校づくりを進めてきました。具体的には、「国際的ふるさと会津創生基金」を活用し、平成29年度から令和元年度の3か年計画で206台の電子黒板を各学校に配置するとともに、小学校5・6年生の算数と英語、中学校の全ての学年に数学と英語の指導者用デジタル教科書を導入してきました。

また、あいづっこ人材育成プロジェクトにおいては、「企業から学ぶ」事業で「スマートシティAiCT¹⁰」入居企業を中心に、プログラミング授業や会津大学と連携したオンラインによる学習相談の実施など、地域と一体となった取組を進めてきました。

さらに、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICTの活用による子どもたちの学びを保障する環境実現を目的として、学習用タブレット全台数の前倒し整備が決定され、教育分野におけるICT化が一層加速する状況となりました。

(2) 教育ICT環境の現状

本市の教育ICT環境は、令和元年度の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（図表2-1）によると、国の「第3期教育振興計画」で掲げるICT利活用のための基盤整備の測定指標に対して、本市は県・全国の平均を下回っており、財政状況を勘案しつつ、本市の実情に応じた教育ICT環境を段階的に整備していく必要がありました。そのため、令和元年度時点では、児童生徒が1人1台活用できる学習用タブレットを令和2年度から令和5年度にかけて計画的に整備（図表2-2）をしていく考えでした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、オンライン学習を活用した家庭学習の実施も視野に、令和2年4月に、国から端末の整備を前倒しする方針が示されました。

そこで本市では、学校設置状況（図表2-3）を踏まえ、それまで令和2年度に予定していた小学校5・6年生及び中学校1年生を対象とする学習用タブレット3,580台の整備に加えて、残

¹⁰ 「スマートシティ会津若松」の取組の一環として、首都圏などのICT関連企業が機能移転できる受け皿として整備されたオフィス環境（及び、オフィス周辺エリアの総称）。

りの小学校1年生から4年生、中学校2・3年生を対象とした学習用タブレット6,060台と、学習用タブレットを校内で無線で接続して利用できるネットワークを構築するためのLAN整備工事についても前倒して環境整備(図表2-4)を進めてきました。

【図表2-1】令和元年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

指標(全学校種)	会津若松市	福島県 平均値	全国 平均値	国の示す 目標値
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	5.9人/台	3.9人/台	4.9人/台	3.0人/台
インターネット接続率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
普通教室の無線LAN整備率	22.0%	30.4%	48.9%	100.0%
普通教室の大型提示装置整備率	53.2%	33.0%	60.0%	100.0%
統合型校務支援システム整備率	0.0%	21.0%	64.8%	100.0%

【図表2-2】国から学習用タブレットの前倒し整備が示される前の本市の令和元年度時点での設置予定台数

年 度	整備対象学年	整備予定台数
令和2年度	小学校5,6年、中学校1年	約3,500台
令和3年度	中学校2,3年	約2,100台
令和4年度	小学校3,4年	約2,100台
令和5年度	小学校1,2年	約2,000台

【図表2-3】本市の学校設置状況(令和3年5月1日現在)

項 目	小学校	中学校	義務教育学校		合計
			前期	後期	
学校数	18校	10校	1校		29校
学級数	245学級	106学級	15学級	10学級	376学級
児童生徒数	5,176人	2,673人	374人	203人	8,426人

【図表2-4】電子黒板・学習用タブレット整備状況(令和3年度時点)

項 目	小学校	中学校	合計
電子黒板(普通教室)	138台	68台	206台
学習用タブレット	3,580台	6,060台	9,640台

※小学校、中学校に、それぞれ義務教育学校の前期課程、後期課程を含む。

(3) 教員の教育ICT活用能力の現状

令和2年度における本市教員のICTスキルの現状(図表2-5)は、校務や教材研究での活用能力が78.7パーセント(全国比約-7.6ポイント)、授業での活用能力が62.8パーセント(全国比-7.4ポイント)、児童生徒への指導能力が68.6パーセント(全国比-4.3ポイント)と、全国よりもやや低い水準にあります。

【図表2-5】教員のICT活用指導力の状況¹⁾

指標(全学校種)	年度	会津若松市	福島県	全国
			※()内は全国順位	
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	令和元年度	79.9%	83.8%	86.7%
	令和2年度	78.7%	83.6%(42位)	86.3%
授業にICTを活用して指導する能力	令和元年度	57.5%	63.7%	69.8%
	令和2年度	62.8%	65.3%(41位)	70.2%
児童生徒のICT活用を指導する能力	令和元年度	65.5%	69.0%	71.3%
	令和2年度	68.6%	70.4%(36位)	72.9%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	令和元年度	77.6%	80.5%	81.8%
	令和2年度	80.4%	81.6%(33位)	83.3%

また、本プラン策定にあたり、ICTに関する現状及び課題認識等の調査(令和2年)を行ったところ、学習用タブレットを活用した授業を実施することへの教員の不安とともに、次のような課題や改善の方向性等が明らかとなりました。

- インターネット接続や機器の不具合等への対応
- 児童生徒の学習用タブレット操作方法等のスキルの差
- 教育委員会が主体となったICT授業コンテンツの共有及び指導方法の構築

1) 「教員のICT活用指導力等の実態に関するアンケート」(文部科学省)の大項目(活用する能力)ごとの4つの小項目(設問)に対し、「できる」「ややできる」「あまりできない」「まったくできない」の4段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を大項目ごとに平均して算出した値。令和2年度の福島県の括弧内の数値は全国における順位。

- 教員のICT活用能力育成に関する研修等の充実
- 大型提示装置の増設や校務支援システムの導入等

(4) 今後取り組むべき課題

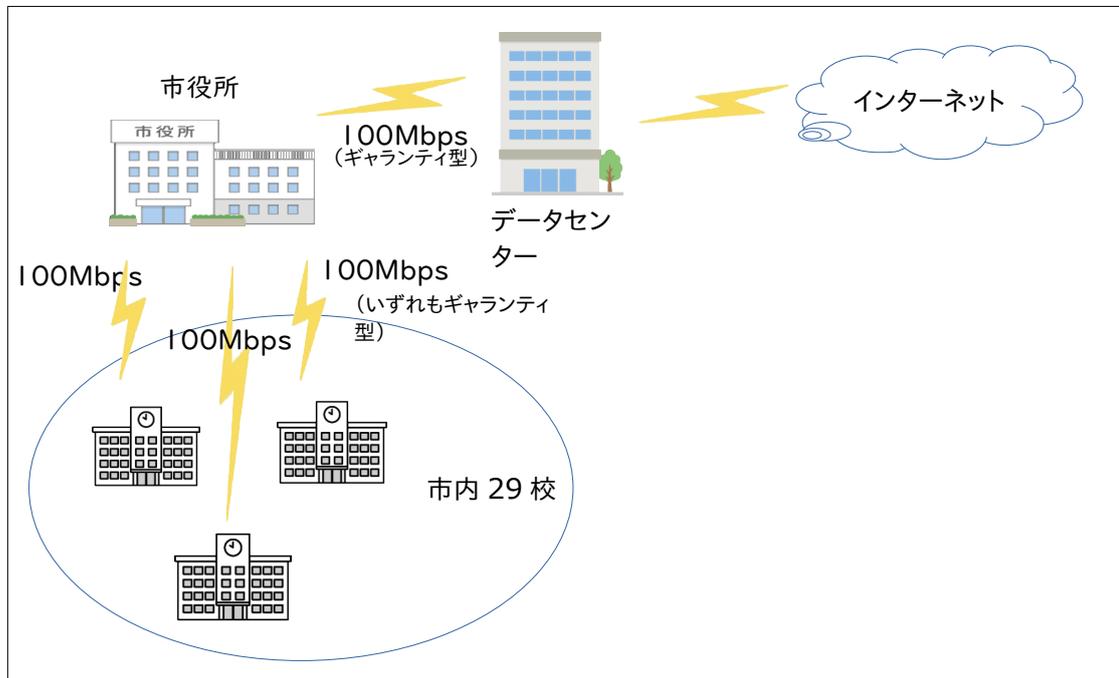
① 教育ICT環境の整備充実

ア インターネット接続回線の拡充

令和2年度の校内LAN整備において、各学校のWi-Fi環境が整備され、アクセスポイントは約800Mbps、スイッチやハブ等は約1Gbpsの高速通信が可能となりました。

この時点でのインターネット回線については、各学校からギャランティ型サービス¹²(100Mbps)の専用回線で市役所に集約され、そこからまたギャランティ型サービス(100Mbps)でデータセンターに接続されるという「センター集約¹³」接続環境(図表2-6)であるため、学習用タブレットの活用頻度の状況を見ながら、今後の回線増強を検討していく考えでした。

【図表2-6】本市のインターネット接続状況(令和3年6月現在)



12 帯域を保証または確保された回線。例えば1Gbps帯域保証であれば、回線終端間は、ほぼ1Gbpsでの通信が可能。

13 学校からの回線接続を、一旦教育委員会など市町村の建物にあるサーバ室等やデータセンターに集め、そこからインターネットに接続する方式。インターネットへの出入口が一箇所にまとまるため、攻撃からの防御がしやすい反面、通信が集中するとボトルネックになりやすい。

学習用タブレットの整備の前倒しによって、令和3年度5月末には1人1台の学習用タブレットが全て整備され、各学校で積極的に活用されるようになりました。その結果、各学校より「デジタル教科書にアクセスできない。」、「動画がストップしてしまう。」等の状況が報告され、回線速度が不十分であるという課題が明らかとなりました。

文部科学省の標準仕様書¹⁴では、学習用の端末1台あたりに必要な帯域の目安は(図表2-7)のように示されています。

【図表2-7】 学習活動ごとの使用帯域目安

学習活動	1台当たりの使用帯域目安
遠隔授業の実施(テレビ会議)	2.0Mbps
NHK for School	0.7Mbps
YouTube (HD720p 画質)	2.5Mbps

また、ネットワーク回線については、「学校からのネットワーク回線は帯域保証や信頼性のあるギランティ型サービス(1Gbps程度)、もしくは安価で高速通信が可能で帯域保証のないベストエフォート¹⁵型サービス(最大1Gbps)にて接続する」と記載されています。

これは、「学校個別接続¹⁶」方式の場合であり、本市は「センター集約」方式で接続しているため、必要な帯域は「2Mbps✕約9,600台」となり、本市の学習用タブレット台数を考慮すればあまり現実的ではありません。また、「センター集約」方式はインターネットへの出入口が一箇所にまとまるため、インターネットからの攻撃の防御がしやすい反面、通信が集中するとボトルネックになりやすい特徴があります。

一方、「学校個別接続」方式の場合、1台2Mbpsとして考えると、1Gbpsのギランティ型サービスでは理論上最大500台が接続可能であり、ギランティ型の理論値に近い台数が接続可能であることから、本市の小中学校の児童生徒数を考慮すればほぼ対応できることとなりますが、1回線あたりの月額費用が非常に高価であるため、現実的な導入は難しい状況にあります。

一方、1Gbpsのベストエフォート型の場合はギランティ型より安価ですが、この1回線とするだけでは問題なく接続できるのは概算で150~300台程度と考えられることから、通信混雑の影響を受けにくい新しい通信方式であるIPoE方式などと組み合わせることで、通信環境の

14 「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」(令和2年3月3日)

15 上限を示されているが、実際の利用可能帯域は、回線の混雑状況に左右される回線。例えば1Gbpsのサービスでも、数百Mbps程度の速度の場合もある。

16 学校からの回線で直接インターネットに接続する方式。通信が分散されるため、ボトルネックが生じにくい。一方、インターネットへの出入口が学校毎になるため、攻撃からの防御は学校毎に行う必要があり、ファイアウォールなど設置機器を考慮する必要がある。

改善が見込まれます。

そのため、1人1台の学習用タブレットと校内の回線環境が整った現在、次のステージとして、インターネットへ接続する環境を「学校個別接続」方式に変更し、この時点での最適な通信回線と通信方式を選択しながら回線速度を安定させていくこととしました。

イ 大型提示装置等の整備

本市の学級数 376 学級(図表2-3)に対して、電子黒板が 206 台(図表2-4)配置され、各学校で積極的に活用を図っているところですが、学級数に対する整備率は、54.8パーセントとなっています。

今後、日常的に各学級で学習用タブレットを活用するようになると、現在の台数では不足する見通しとなりますが、電子黒板の設置には多額の費用が必要となります。電子黒板の大きな有用性の一つである画面への書き込み機能は、学習用タブレットを用いて代用することができるため、大型提示装置(モニター、プロジェクター等)や書画カメラ等の整備を進めることにより、1教室1台の環境を整備していくことが課題となります。

② 教員のICT指導能力の育成

2の(3)教員の教育ICT活用能力の現状で述べたとおり、本市教員のICTスキルの現状は、ほとんどの項目で全国よりもやや低い水準にあります。

また、教員への調査結果からは、インターネット接続や機器の不具合等への対応、児童生徒の学習用タブレット操作方法等の指導などに不安を抱いていることがわかりました。

そのため、令和2年度には教育委員会が主体となり、各学校の情報教育担当教員等による「教育ICT推進委員会」を立ち上げ、以降、各学校のICT研修を推進できる人材を育成していきます。

今後、この委員会を中心として計画的に研修を進めるとともに、実践事例のデータベース化やICT授業コンテンツの共有及び指導方法の構築等をとおして、教員の授業等におけるICT活用能力を育成していくことが課題となります。

③ 教育ICTを活用した「学び」の充実

本市が配置した学習用タブレット(Chromebook¹⁷)は、ワードプロセッサや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトをはじめとして、授業を支援する基本的なツールが標準機能として利用でき

17 Google社が開発した「Chrome OS」を搭載したノートパソコン。文書作成、表計算、プレゼンテーション等のソフトウェアが搭載されておりOSを最新に保ち、最新のセキュリティ修正を適用した状態にすることで不正なソフトウェアの侵入を防ぐため、端末ごとにウイルス対策ソフトをインストールする必要がない。

る環境になっており、教師用コンピュータには、デジタル教科書を計画的に各学校へ整備しているところ です。

今後、これらのソフトウェアの効果的な活用を推進して授業を充実させるとともに、文部科学省で推奨するAI型のデジタルドリルや学習指導要領に準拠したソフトウェアを充実させていくことが課題となります。

また、実態に応じて遠隔・オンライン教育¹⁸を積極的に授業に取り入れたり、学習用タブレットを家庭に持ち帰って学校での学習の続きをしたりするなど、コミュニケーション能力の育成や学びの幅を広げることも重要です。

併せて、情報活用能力の体系表を作成し、児童生徒に必要な情報活用能力を段階的に身に付けさせ個に応じた学習を進めることができるようにしていく必要があります。

④ 教育ICTを活用した特別支援教育の充実

会津若松市の特別支援教育の現状は、特別支援学級在籍者 218 名（小 36 学級 165 名 3.2 パーセント、中 15 学級 53 名 2.0 パーセント）、通級指導教室在籍者 41 名（小学校 2 学級 27 名、中学校 1 学級 14 名）（令和 3 年 4 月 5 日現在）です。特別な支援を要する児童生徒の人数が年々増加傾向にあり、通常学級にも特別な支援を必要としている児童生徒は、約 16 パーセント（図表 2-8）が在籍しているとの調査結果もあります。

【図表 2-8】「児童生徒の困難の状況」の調査結果¹⁹

表 1 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性-衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

学習指導要領においても、特別支援学校における学習環境として「児童生徒の学習を効果的に進めるため、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えること」の重要

18 遠隔教育システムを用いて同時双方向の遠隔学習を実施したり、家庭学習等において動画や学習システムを活用したりすること。（「遠隔教育システム活用ガイドブック第3版」（令和3年3月31日 文部科学省））

19 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（平成 24 年 文部科学省）

性が述べられており、ICTを効果的に活用した特別支援教育の充実を推進していく必要があります。

⑤ 校務事務の効率化

令和2年度に業務委託した報告書²⁰によると、教育ICT環境推進における課題として、校務事務の効率化、教員のICT活用・指導力の向上、EdTech²¹導入などが挙げられています。

教員の多忙感解消のための取組は、総合的に進められているところですが、校務事務の効率化においては、ICT環境を整備していくことが求められます。こうした背景から、校務事務の大きな部分を占める、児童生徒の出席管理や成績管理、通知表や指導要録作成などの事務効率化を図るため、令和2年度において教員が作成した表計算ソフトによる校務処理システム説明会を開催し、学校の実態に合わせて、システムの部分的活用を含めた活用を図るようにしました。

校務事務については、各学校で教員が独自に作成したシステムを活用しており、その更新や改善作業に費やす労力を考慮すると、本市で定めている関係書類の様式をデジタル化しやすく改定する視点も含め、本市の学校に共通のシステムを整備していくことが課題となります。

さらには、児童生徒に関する出欠や学習履歴、生活の様子等の様々な情報を蓄積して分析することで、児童生徒のつまずきや不登校傾向の早期発見、早期対応ができるような情報連携プラットフォームを構築し、児童生徒・保護者・教員等が連携して児童生徒を支援していく体制づくりも重要な課題です。

⑥ 学校情報セキュリティの強化

各学校における情報セキュリティポリシーは、「会津若松市情報セキュリティポリシー」を基に学校ごとに作成され運用されています。令和3年5月には、GIGAスクール構想により1人1台の学習用タブレットを配置しましたが、その際には「会津若松市立学校における学習用タブレット端末貸与規程」と児童生徒向けの「タブレットパソコンの使い方」等を策定して、安全・効果的な活用ができる環境を整備し、今後の教育ICT環境を推進していく上では、学習用タブレットの学校における活用だけでなく家庭での活用の想定を含め、本市のセキュリティポリシーを踏まえた「教育情報セキュリティポリシー」を整備していく必要があります。

そのため、文部科学省のガイドラインを参考に、教育委員会を中心に学校の管理職や教育ICT推進委員会、有識者等と協議しながらセキュリティポリシーの策定を進めていきます。

20 「会津若松市教育ICT環境推進計画策定業務委託報告書」（2021年3月19日）

21 「Education（教育）」と「Technology（テクノロジー）」を組み合わせた言葉。文部科学省では「教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組」と定義（「Society5.0におけるEdTechを活用した教育ビジョンの策定に向けた方向性」（2018年））

3. 基本目標・基本方針

(I) 本プランが目指す姿

「市教育行政推進プラン」では、「憧れ・学び・誇り～凜としたあいつっこの育成」を基本理念として、基本目標「未来につなぐひとづくり」を掲げ、確かな学力の育成に関するの主な取組²²の一つに、情報活用能力の育成が挙げられています。

○ 情報活用能力の育成

児童生徒1人1台の学習用タブレット端末を活用し、ICT機器の技能操作はもとより、たくさんの情報の中からその信頼性を吟味し、必要な情報や有用な情報を取捨選択できるような情報活用能力の向上に向けて、教科等を横断して、学校全体で取り組んでいきます。

また、小学校において各教科の特質に応じて、コンピュータの基本的な操作の習得や、プログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動の実践に取り組みます。

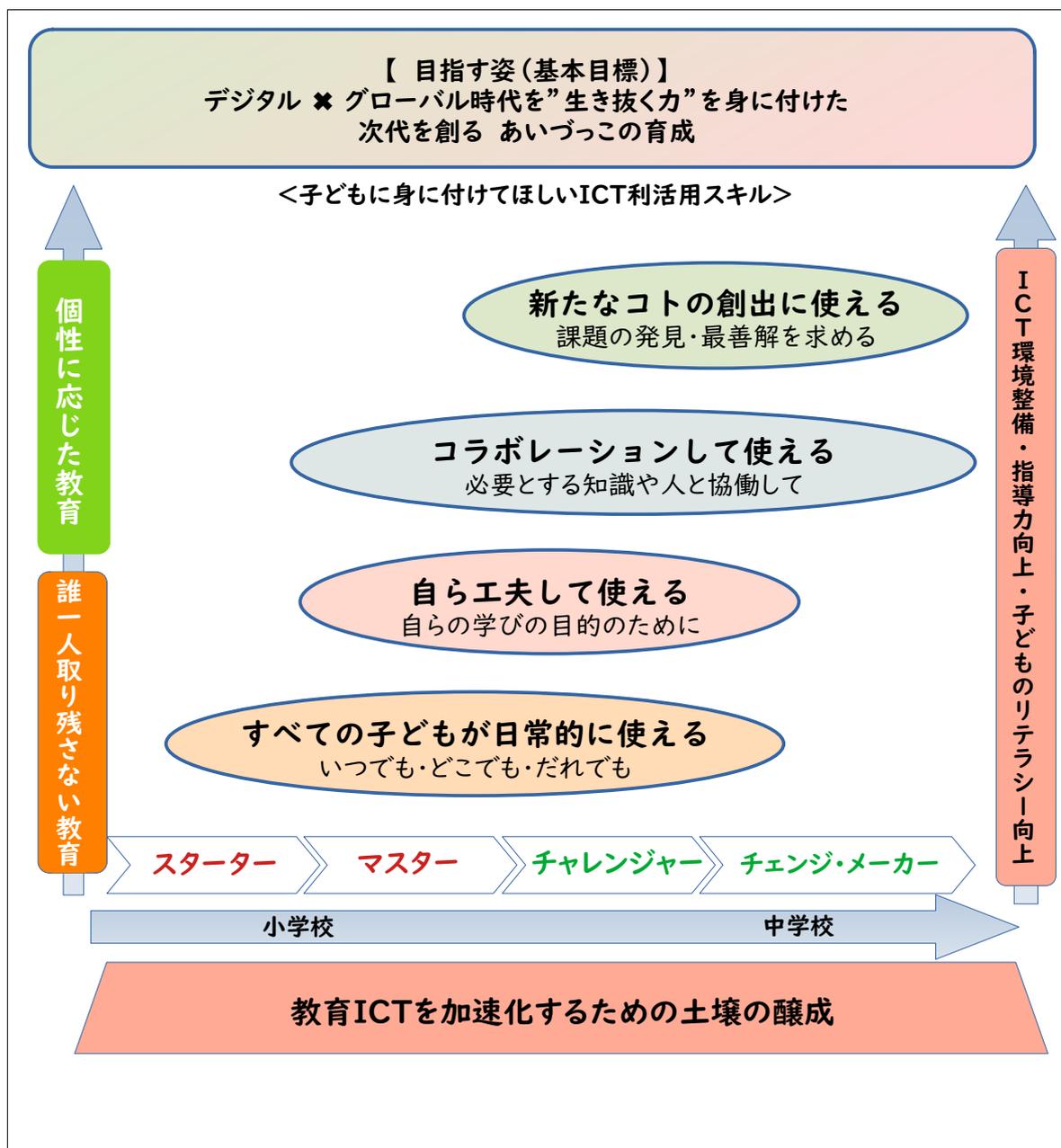
また、グローバル化やデジタル化、イノベーション等が進展する Society5.0 社会の中では、多様な主体が早いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがますます困難になるといわれています。

本プランにおいては、国や県が示す諸計画や本市が目指すスマートシティの取組や「会津若松市教育行政推進プラン」等を踏まえ、目指す子どもの姿や身に付けてほしいICT利活用のスキルを図表3-1のようにとらえ、推進していきます。

このビジョンを基に、各教科の特質に応じたICTの活用など、教育の情報化を推進し、学力の基礎となる知識を確実に身に付け、それらを活用して課題を解決する力を育成します。加えて、学ぶ喜びや楽しさを実感し、主体的に学習に取り組む姿勢を養い、次代を創る子どもたちを育てていきます。

²² 「会津若松市教育大綱」・「教育振興基本計画」の「〈政策1〉次代を創る子どもたちの育成」における、「〈政策分野1〉学校教育」の「(施策1)確かな学力の育成」

【図表3-1】 目指す姿 (ビジョン)



(2) 基本方針

基本目標を達成するために、以下の4つの基本方針を基に教育ICT環境を推進します。4つの基本方針は、本市における教育ICTの課題や特性を考慮し、「ICT環境整備」、「教員の指導力向上」、「子どものICTリテラシー向上」の3つのカテゴリとそれらを「支え加速化するための土壌の醸成」で構成しました。

これらの方針は、それぞれが連携している点や、大規模な事業であり予算の確保が必要であることから、関連性及び緊急度により優先度を判断し、教育委員会及び学校の事務負担等を考慮しつつ段階的な推進を目指します。

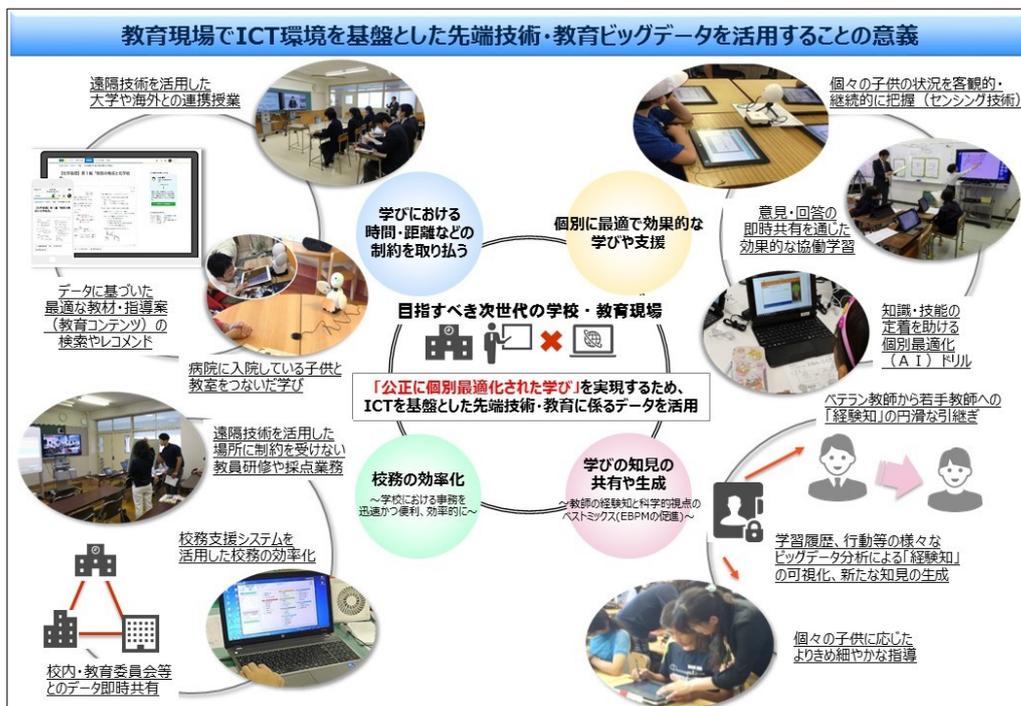
<基本方針I> 教育ICT環境の整備・充実を推進します。

教員がICT機器を積極的に授業で活用することで、授業のめあてを効果的に示したり、学習課題に対する興味・関心を高めたり、学習内容を分かりやすく説明したりすることができ、「分かる授業」を展開することが可能です。児童生徒一人ひとりが、鉛筆やノート等の文具と同じように学習用タブレットを手元に置き、自分の考えを整理したり、他の人と意見を交換し合ったりする活動をとおして、主体的・対話的で深い学びの育成が期待できます。

そのために、すでに整備されている校内LAN環境を十分活用できるよう、校外のインターネット環境を段階的・計画的に整備し、デジタルコンテンツの表示や児童生徒のコミュニケーション活動を効果的に行うための大型提示装置を各学級に1台ずつ配置するなど、ICT機器の充実を目指します。

また、「令和の日本型学校教育」を構築し、新時代に求められる教育を推進するためには、児童生徒の学習履歴や生活・健康情報等、様々な情報を総合的に蓄積し、教育ビッグデータ²³として活用(図表3-2)することが求められています。

【図表3-2】教育ビッグデータの活用(「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」(文部科学省))



23 「ビッグデータ」:従来のデータベースでは処理しきれない膨大なデータ群を指す。「教育ビッグデータ」は学習者の学習履歴や行動ログなどを示すデータを指す。

さらには、ICT機器の使用法や授業での活用法についての疑問や質問等に対応するための教育ICTサポート体制や機器の保守体制等を整備し、教員の日常の指導における不安や困り感の軽減を図ります。

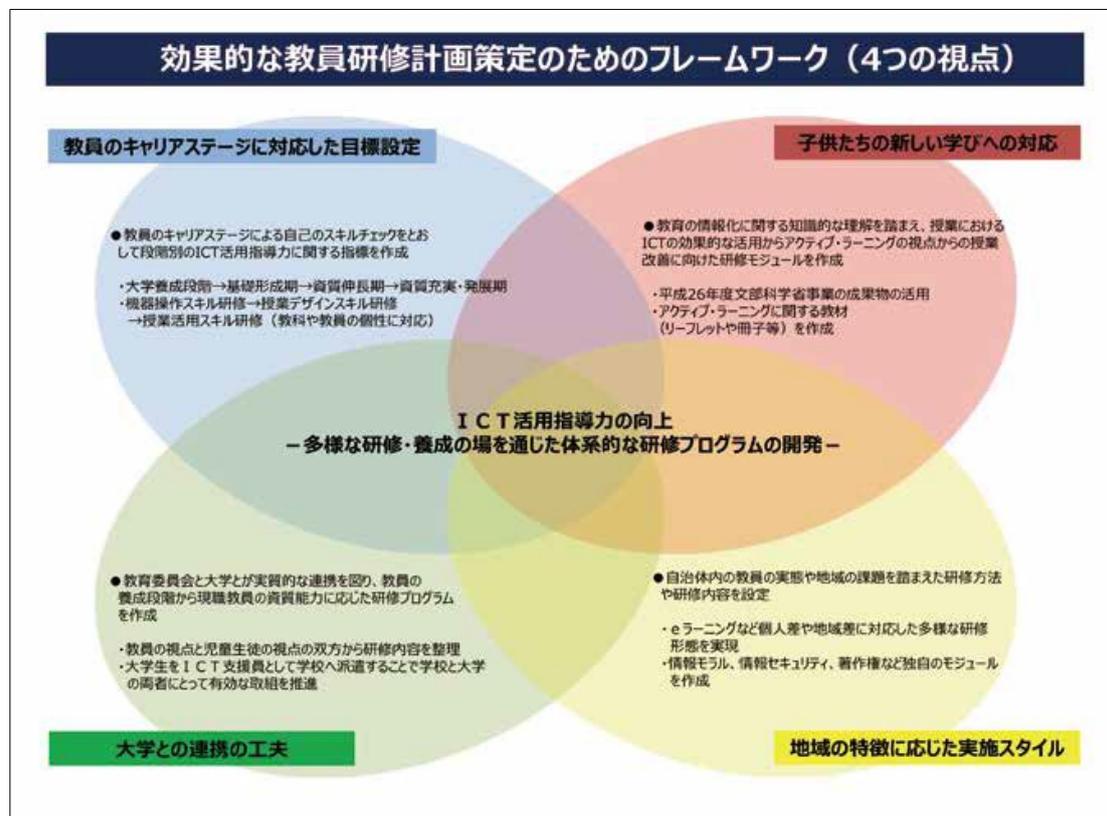
<基本方針2> ICTを活用した教員の指導力向上を図ります。

「2.(4)今後取り組むべき課題」で述べたとおり、本市教員の教育ICT活用能力の現状は、ほとんどの項目で全国よりもやや低い水準にあり、教員へのアンケート調査結果からは、インターネット接続や機器の不具合等への対応、児童生徒の学習用タブレット操作方法等の指導などに不安を抱いていることがわかりました。

そこで、各学校の情報教育担当教員等による「教育ICT推進委員会」を定期的開催し、各学校における教育ICTの推進者を育成し、多様な研修・養成の場を通じた体系的な研修プログラムを策定(図表3-3)して、校内・集合研修会を実施します。

この委員会を中心として、校内研修や校外研修等を計画的に進めるとともに、各学校における実践事例を集約・整理して共有化するためのデータベースやICT授業コンテンツの共有等をおして、教員のICT活用能力の育成を図っていきます。

【図表3-3】 効果的な教員研修計画策定のためのフレームワーク²⁴



24 新学習指導要領を見据えた小中高等学校の「ICT活用指導力向上」のためのICT活用指導力向上研修実施モデル解説書(平成30年3月)

<基本方針3> 児童生徒のICTリテラシーの向上を図り、「学び」の充実を図ります。

学習指導要領では、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするのが明記（図表3-3）され、情報活用能力を言語能力と並ぶ重要な資質・能力であると位置付けています。

【図表3-3】新学習指導要領のポイント（情報教育・ICT活用教育関係）（文部科学省）

新学習指導要領のポイント（情報教育・ICT活用教育関係）	
<p>○平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。 ○新学習指導要領を小学校は平成32年（2020年）度、中学校は平成33年（2021年）度から全面実施。高等学校は平成34年（2022年）度から学年進行で実施。</p>	
小・中・高等学校共通のポイント（総則）	
➢	情報活用能力 を、言語能力と同様に「 学習の基盤となる資質・能力 」と位置付け <small>総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするを明記。【総則】</small>
➢	学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実 に配慮 <small>総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することを明記。【総則】</small>
小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）	
➢	小学校においては、 文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミングの思考を育成 <small>各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】</small>
➢	中学校においては、技術・家庭科（技術分野）において プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実 <small>「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科（技術分野）】</small>
➢	高等学校においては、 情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習 <small>「情報Ⅰ」に加え、選択科目「情報Ⅱ」を開設。「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】</small>

本市では、「会津若松市教育行政推進プラン」において、児童生徒1人1台の学習用タブレットを活用し、ICT機器のリテラシー向上や多くの情報の中から必要な情報や有用な情報を取捨選択できるような情報活用能力の向上を目指すものとしております。

また、小学校においては、コンピュータの基本的な操作スキルや、プログラミングの体験をとおして論理的思考力を身に付けるための学習活動の実践に取り組むものとしております。

そこで、国や県が示す諸計画や、「会津若松市教育行政推進プラン」を踏まえ、各教科の特質に応じたICTの活用など、教育の情報化を推進し、学力の基礎となる知識を確実に身に付け、それらを活用して課題を解決する力を育成します。加えて、学ぶ喜びや楽しさを実感し、主体的に学習に取り組む姿勢を養い、次代を創る子どもたちを育てていきます。

また、情報活用能力は単なるICT機器の操作技能に留まることなく、たくさんの情報の中からその信頼性を吟味し、必要な情報や有用な情報を取捨選択する力などが含まれるため、教科等を横断して育むべき力であり、令和2年度から必修となった小学校におけるプログラミング教育等を含め、学校の教育活動全体で組織的・計画的な育成を推進していきます。

児童生徒のICTリテラシーを向上させ、自らの学習にICTを活用することで、学習意欲を高めるとともに、すべての学習の基盤となる情報活用能力を身に付けることで、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」をバランス良く育成し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、学力の向上を図ります。

<基本方針4> 教育ICTを加速化するための土壌を醸成します。

基本方針1から3の達成を促進するため、校務の電子化による教育情報の共有・活用の推進や学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーションの整備・活用、学校情報セキュリティポリシーの策定等の取組を進めます。

学校における校務の電子化については、教員が学習履歴や行動の記録等の情報を共有化することにより、個々の実態に応じ、行き届いた学習指導や生徒指導など教育活動の充実が図られるよう取り組みます。校務の効率化と負担軽減を図ることで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教員同士の授業力向上に向けた話合いや研修等の時間を増やし、教育の質の向上と学校経営の改善を図ります。

また、学校と家庭をつなぐ情報配信については、現在利用している「あいづっこWeb」や「あいづっこ+（プラス）」、「あいべあ」等の情報配信・コミュニケーションシステムをさらに活用するため、各システムの改修や運用の充実を図ります。

さらに、基本目標を達成するために、「会津若松市情報セキュリティポリシー」を基にして学校組織に特化した情報セキュリティの体制を整備して、学校の個人情報の管理や、情報資産の漏えい・改ざん・破壊・消失などから守る環境を整えていきます。

そのために安全性の高いシステムを整備するとともに、情報の活用を促進する上で、必要な情報モラルの向上を図ります。

4. 基本目標を達成するための推進事業

基本目標「デジタル ✕ グローバル時代を”生き抜く力”を身に付けた 次代を創る あいづっこの育成」を達成するため、4つの基本方針ごとに具体化した推進事業(図表4-1)を設定して教育ICTを推進します。

【図表4-1】基本方針と推進事業

基本方針		推 進 事 業
ICT環境整備	1 教育ICT環境の整備・充実を推進します。	推進事業1 インターネット接続回線の拡充
		推進事業2 学習用タブレットの家庭への持ち帰り学習へ向けたフィルタリングやモバイルWi-Fiルーターの整備
		推進事業3 各学級1台の大型提示装置等教育ICT機器の整備
		推進事業4 デジタル教科書、授業支援ソフト等の整備
		推進事業5 教育ICT環境総合サポート事業
		推進事業6 児童生徒に関する教育ビッグデータの構築・活用の環境整備
指導力向上	2 ICTを活用した教員の指導力向上を図ります。	推進事業7 教育ICT活用に関する研究(教育ICT推進委員会)
		推進事業8 授業におけるICT活用研修(各学校)
		推進事業9 教育ICTデータベースの整備・活用
		推進事業10 児童生徒の個性に合わせた指導の推進
		推進事業11 地域民間企業及び地元大学等外部機関との連携強化
ICTリテラシー向上	3 児童生徒のICTリテラシーの向上を図り、「学び」の充実を図ります。	推進事業12 ICT利活用リテラシーの整理と系統的な習得
		推進事業13 情報モラル教育の充実
		推進事業14 プログラミング教育の充実
		推進事業15 健康管理のスキルアップ
土壌の醸成	4 教育ICTを加速化するための土壌を醸成します。	推進事業16 校務の電子化による教育情報の共有・活用の推進
		推進事業17 学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーションの整備・活用
		推進事業18 学校情報セキュリティポリシー等の策定・徹底

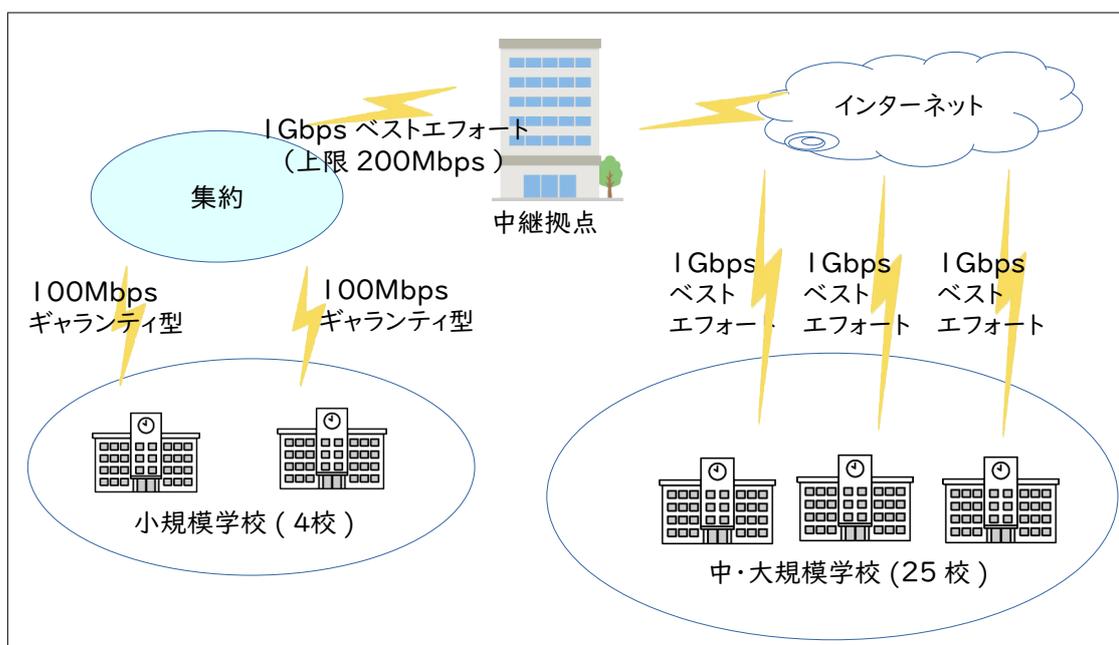
《推進事業1》 インターネット接続回線の拡充

令和3年5月に約9,600台の学習用タブレットの整備が完了し、各学校で積極的に使用が開始され、教員の教育ICT活用への意欲と熱意を感じており、活用頻度が高まっていることから、インターネットを円滑に利用できるような回線の増強を図ります。

各学校の学習用タブレットからインターネットへ接続する環境について、小規模校を除き、現在の「センター集約」方式ではなく、各学校から直接インターネットサービスに接続する「学校個別接続」方式に変更し、ベストエフォート型の1Gbps環境整備を進めます。

併せて、1Gbpsのベストエフォート型の1回線とするだけでは、問題なく接続できる台数が150~300台程度と考えられることから、通信混雑の影響を受けにくい新しい通信方式であるIPoE方式などと組み合わせることで、通信環境の改善を図ります。

【図表4-2】 学習用タブレットからのインターネット接続環境の概要



《推進事業2》 学習用タブレットの家庭への持ち帰り学習へ向けたフィルタリングやモバイルWi-Fiルーターの整備

1人1台の学習用タブレットを、鉛筆やノート等の文具の一つとして日常的に活用し、ICTリテラシーを向上させるためには、学校での学びを家庭学習へつないでいく必要があります。

また、東日本大震災のような自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大による学校の臨時休校など、有事を想定すれば、学校教育を途切れさせずに学びを保障するため、ハードウエ

アとソフトウェア両面からICT環境を整備し、その環境を活用した学習を進めるためのスキルが、児童生徒や教員に求められます。

さらに、家庭での学習用タブレット活用を円滑に進めるためには、家庭のインターネット接続環境の把握と整備、家庭でも安全にインターネットを利用するためのフィルタリング機能の環境整備、目的意識をもって家庭学習に取り組む意識の涵養、学習用タブレットを忘れた場合や紛失等への対応など、様々な準備が必要となります。

そこで、まず要保護・準要保護に該当する世帯のうち、家庭に無線によるインターネット環境が整っていない世帯への対応として、モバイル Wi-Fi ルーターを貸し出すことができる環境を整備しました。令和6年度以降は、貸し出しの対象を要保護・準要保護以外の世帯にも拡大していきます。また、学校内で利用しているフィルタリングが家庭で利用することができないことから、令和3年度は、試行的に家庭でもフィルタリングできる環境を整備し、家庭への学習用タブレットの持ち帰りを行いました。

学校と家庭を結んだオンライン授業（授業のライブ配信）については、平時の持ち帰りでは実施が夜間となることや、各家庭のインターネット接続回線の容量の違いなどから実施は難しい状況であり、授業のライブ配信以外での持ち帰り学習を進めます。長期の臨時休業等の有事においては、例えば、教員の感染症罹患や保護者不在時の接続、小学校低学年の操作スキルの不足などの課題が想定されるため、可能な範囲での実施を検討していきます。

令和4年度以降は、「ふくしまの『家庭学習スタンダード』」²⁵を基に、目的意識を持って積極的・計画的に家庭学習に取り組む「自己マネジメント力」を育むための一つのツールとして、定期的に家庭への持ち帰りを実施し、成果と課題を明らかにしながら授業と家庭学習の学びの接続を段階的に推進します。

《推進事業3》 各学級1台の大型提示装置等教育ICT機器整備

電子黒板等の大型提示装置については、本市の学級数 376 学級に対して電子黒板が 206 台（54.8パーセント）配置され、児童生徒に注目してほしい部分を拡大して示したり、写真やイラスト、動画、英語の音声や音楽などを再生したりするなど、様々な内容をわかりやすく伝える道具として各学校で積極的に活用されています。

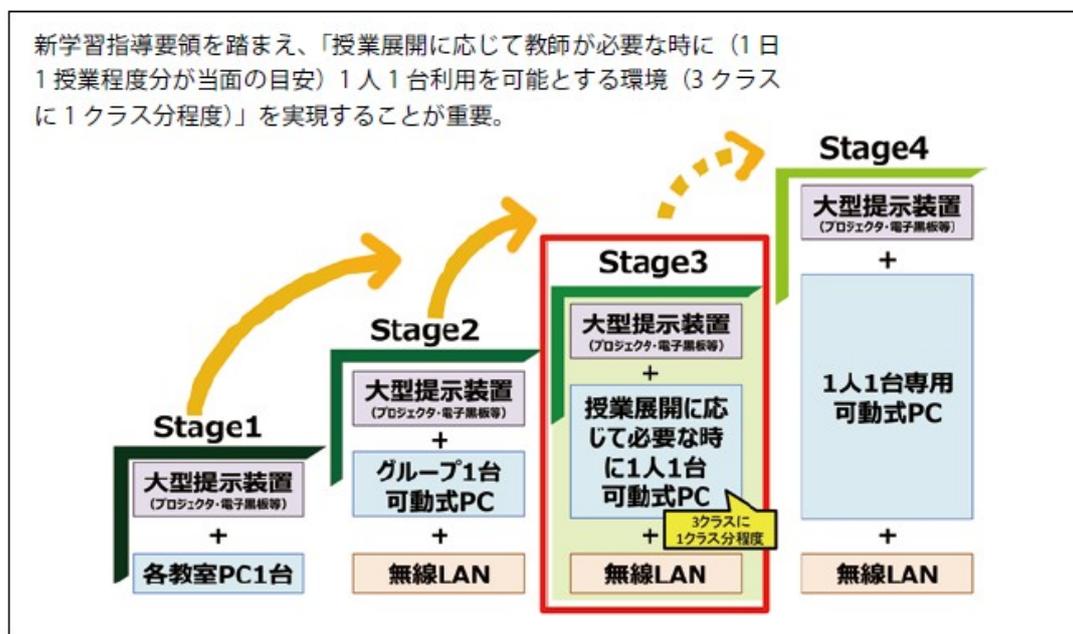
このような活用に加え、今後は、学習用タブレットを活用して、児童生徒が調べたり、考えたり、話し合ったりしたことについて、まとめたものを提示しながら発表し、クラス全体で話し合うといった協働学習が可能となり、学習活動をより充実させることができます。

文部科学省では、「全国の学校（普通教室）におけるICT環境のステップ（イメージ）」（図表

²⁵ Research, Plan, Do, Check, Action のマネジメントサイクルをとおして「自己マネジメント力」を育むための家庭学習の仕方をまとめたリーフレット（福島県教育委員会 平成 29 年 12 月）

4-3)として、すべての普通教室に大型提示装置を設置することを推奨しています。

【図表 4-3】 全国の学校(普通教室)におけるICT環境整備のステップ(イメージ)



なお、電子黒板は、大きく表示されている画面を直接タッチして操作したり書き込んだりできますが、費用が高価となります。学習用タブレットであれば、直接タッチして操作できることから、電子黒板の代替として、コストが安く、明るく表示できる、大型提示装置(モニター、プロジェクター等)の整備(図表4-4)を進めることで、1教室1台の環境を整備していきます。

【図表 4-4】 電子黒板・大型提示装置の整備の考え方

配置目標	令和3年度(現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・3、4学年 概ね学年に1台相当 ・5、6学年 1学級に1台 ・特別支援学級 学校に1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・3学年以上 1学級に1台 ・特別支援学級 学校に1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～6学年 1学級に1台 ・特別支援学級 学校に1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～6学年 1学級に1台 ・特別支援学級 1学級に1台 ・その他教室用として各学校1台
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3学年 概ね3学級で2台相当 ・特別支援学級 学校に1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3学年 1学級に1台 ・特別支援学級 学校に1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3学年 1学級1台 ・特別支援学級 学校に1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3学年 1学級1台 ・特別支援学級 1学級に1台 ・その他教室用として各学校1台

※次ページにつづく

【図表4-4 つづき】 上段:電子黒板・大型提示装置の整備(予定)台数/教室数(または学校数) 下段:整備率

区分	配置教室	令和3年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	普通学級及び 特別支援学級用	138台/260学級 53.1%	169台/265学級 63.8%	231台/259学級 89.2%	261台/261学級 100%
	その他教室用	—	—	—	19台/19校 100%
中学校	普通学級及び 特別支援学級用	68台/116学級 58.6%	106台/113学級 93.8%	106台/110学級 96.4%	110台/110学級 100%
	その他教室用	—	—	—	11台/11校 100%
計	普通学級及び 特別支援学級用	206台/376学級 54.8%	275台/378学級 72.8%	337台/369学級 91.3%	371台/371学級 100%
	その他教室用	—	—	—	30台/30校 100%

※小学校、中学校に、それぞれ義務教育学校の前期課程、後期課程を含む。

※現状値は、平成29年度以降に教育委員会で整備した電子黒板の台数。

※令和4年度以降の学級数について、大戸小は、全学年単式学級として算出。

※令和6年度の学級数及び整備予定台数は、令和6年2月21日時点の推計値。

※川南小と北会津中の特別支援学級数は0であるが、以降の年度で新設される可能性を考慮し、両校とも1学級として算出。

※「その他教室用」は、令和6年度に追加で整備することとしたもの。

また、学校内サーバについても、効率化やコストを検証し、見直しを検討していきます。

現在、各学校の校務データや児童生徒の学習データ等を保存している学校内サーバは、5年ごとのリース契約により、学校単位で設置していますが、今後、維持管理のしやすさ、コストの削減、情報セキュリティ対策等を検証するとともに、取り扱う情報を明確化し、全校のものを統合したクラウドサーバ²⁶への変更を検討していきます。

また、クラウド化にあたっては、今後策定する「(仮称)会津若松市情報教育セキュリティポリシー」や市関係条例等の規定との整合を図っていきます。

さらに、職員室等に整備している、教職員1人1台のノートパソコン、プリンタ、学校内サーバ等の校務用コンピュータについては、これまでと同様に、一定期間での更新を実施していきます。なお、学校内サーバについては、上記のとおり統合化・クラウド化についても検討していきます。

また、電子黒板に接続できるノートパソコン、プリンタ、書画カメラ、プロジェクタ等の教育用コンピュータについては、これまで同様に、一定期間での更新を継続するとともに、各学校の電子黒板について、適切な維持管理を実施していきます。

さらに、GIGAスクール構想により整備した学習用タブレットや周辺機器、高速大容量の校内通信ネットワーク環境についても、定期的な更新を進めていきます。なお、これらの更新の際は、国の補助制度の動向を注視し、活用できる補助制度を最大限に活用していきます。

26 ネットワーク上にサーバを設置し、オンラインでアクセスして利用する仕組みのサーバ。

これらの機器の更新にあたっては、財源の確保や財政支出の平準化に取り組んでいくとともに、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表の規定や市職員用のパソコン耐用年数を勘案して、概ね5～6年を基本に検討していきます。

《推進事業4》 デジタル教科書、授業支援ソフト等の整備

① デジタル教科書等の整備

教師用デジタル教科書については、平成30年度の電子黒板導入と同時に整備を進めてきたところであり、計画的に拡充を図っています。

令和3年度現在、図表4-5のように、算数・数学と英語については教育委員会が計画的に整備し、その他の教科については学校の希望に合わせて整備を進めています。

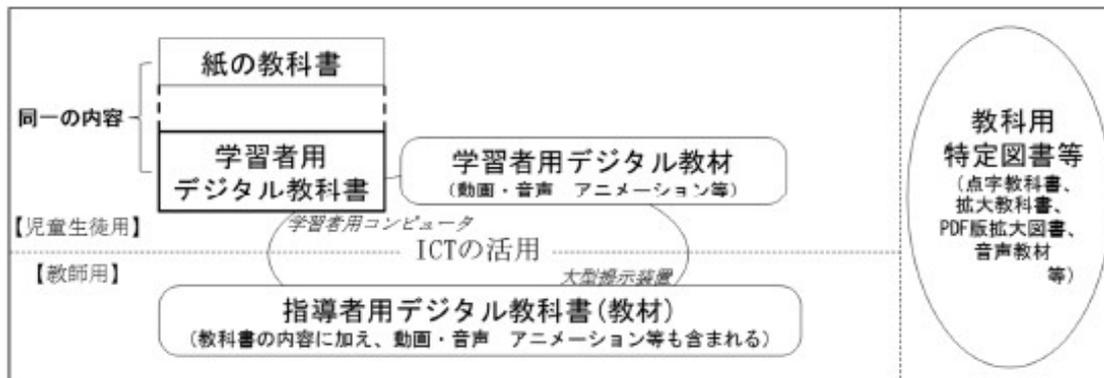
【図表4-5】 教師用 デジタル教科書の整備状況(令和3年度)²⁷

学年	国語	社会	算数・数学	理科	外国語
小1	5校		8校		
小2	2校		11校		
小3	2校		11校	5校	
小4	3校		11校	8校	
小5	2校	8校	11校	7校	19校
小6	3校	11校	11校	9校	19校
中1	1校	地理 10校	11校	8校	11校
中2	2校	歴史 10校	11校	7校	11校
中3	2校	公民 3校	11校	8校	11校

²⁷ 義務教育学校は前期課程と後期課程を分けて(小学校19校、中学校11校)集計。

学習者用デジタル教科書(図表4-6)については、学校教育法の一部改正により令和元年度から、一定の基準の下で、必要に応じ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる制度が実施されました。

【図表 4-6】紙の教科書や学習者用 デジタル教科書の概念図²⁸



本市では令和3年度時点で、文部科学省の実証事業により、11校に配置されています。

今後は、文部科学省のガイドライン等を基に、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減を含め、学習者用デジタル教科書の効果的な活用法について検討を継続し、国や県の動向を注視しながら計画的な配置を進め、実態に応じて100パーセントの配置を目指していきます。

また、今後デジタル教科書の導入を進めていくに当たっては、印刷物障がい²⁹や識字障がい³⁰等の特性のある児童生徒のために、拡大表示や画面の白黒反転、総ルビ、音声読み上げ、ハイライト表示、リフロー表示、易しいページめくり等の機能をもつデジタル教科書の選定も視野に入れて検討していきます。

② 授業支援ソフト・デジタルドリル等の整備

学習用タブレットを活用した授業を効果的に実施するには、児童生徒の学習状況を指導者の画面から確認しての助言指導、教材の一斉配布・回収、さらに児童生徒の学習用タブレットの制御などが可能となる授業支援ソフトの活用が有効です。

本市で導入した学習用タブレット(Google Chrome OS 搭載端末)においても、Google Classroomで上記の内容が一定程度可能となりますが、教員がより活用しやすく、また、児童生徒の協働学習をサポートする機能や学習履歴に関する機能などが求められます。

授業支援ソフトの導入により、例えば、教員から児童生徒の学習用タブレットに教材を配布(送信)し、児童生徒が回答作成後、回答を回収し、大型提示装置への一覧表示や模範的な回答を拡大表示し、児童生徒が発表するということが可能となります。

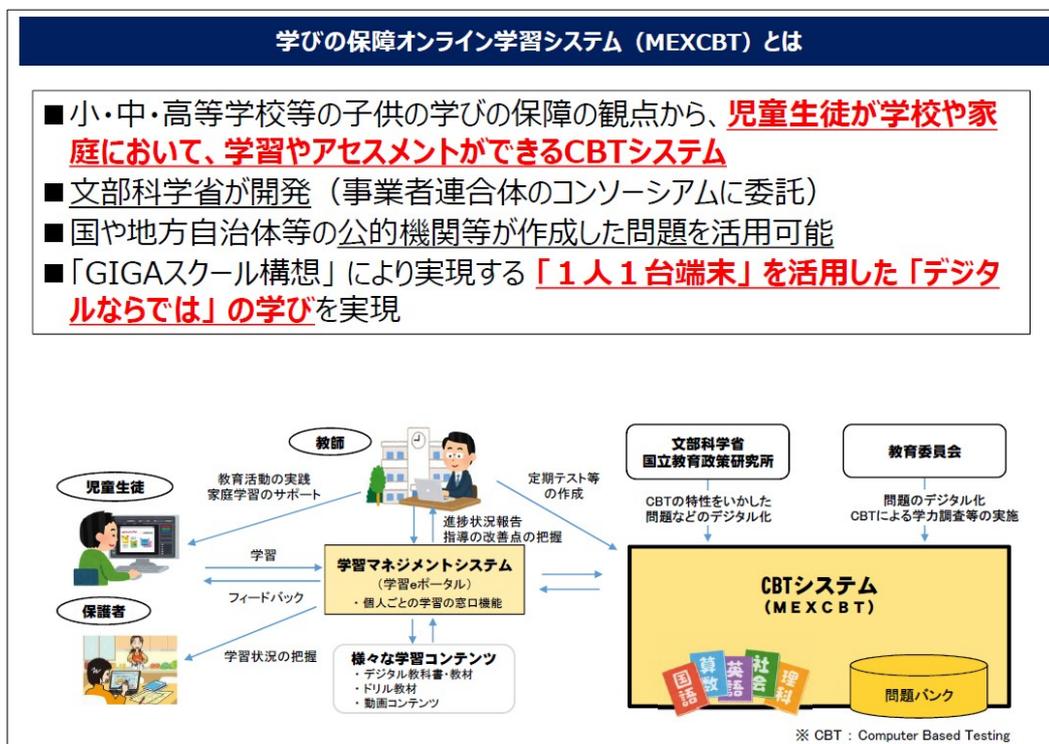
28 「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」文部科学省(令和3年3月改定)

29 プリント・ディスアビリティ(print disability)の訳、紙の印刷物を読むことが困難である障がいの総称。

30 ディスレクシア(dyslexia)の訳、文字の読み書きに限定した困難さをもつ疾患。

また、子どもの学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができる文部科学省が開発したCBTシステム「MEXCBT(メクビット)」³¹(図表4-7)が令和3年11月下旬より活用可能となることから、積極的な活用を図りながら、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

【図表 4-7】 「MEXCBT」の概要(「文部科学省 CBT システム (MEXCBT:メクビット) について」(文部科学省))



《推進事業 5》 教育ICT環境の総合サポート事業

教員アンケートの結果に表れているとおり、GIGA スクール構想を推進していくうえで、指導方法や危機管理に対する不安³²が大きな課題となっていました。

そのため、令和3年度より「教育ICTアドバイザー」を配置し、ICT機器の活用場面の提案、教材の作成支援等を行っています。

また、ICT機器を活用した授業を円滑に運営するには、教員が機器操作や指導方法について困った時に相談ができ、安心して指導できる環境をつくるため、学校のICT環境を支援する総合的なサポート体制を拡充し、初期対応をはじめICT機器操作の支援などを充実させます。

さらに、教員の困りごとやよくある問い合わせに対するQ&A、学習用タブレットの設定方法などのナレッジをいつでも閲覧・相談できる教員ICT活用の支援体制(WEB サイト・チャットボット・ヘルプデスク等)を整備し、安心してICTを活用できる環境についても検討していきます。

31 MEXT(文部科学省)とCBT(Computer Based Testing)の造語。

32 令和2年度「会津若松市教育ICT環境推進計画策定業務委託」報告書より。

《推進事業 6》 児童生徒に関する教育ビッグデータの構築・活用の環境整備

一人ひとりの特性や習熟度、発達段階等に応じた個別最適な学びを実現するためには、学習履歴や、生活・健康情報などの活動データを蓄積し、児童生徒の状況を理解することが重要です。

今後のスマートシティの推進に当たっては、今後児童生徒本人や保護者の同意のもと、学校や病院等の関連機関や民間事業者が保有する幼児期からの育ちや学びのデータを連携・蓄積し、児童生徒のための利活用を可能にする「(仮称)子ども情報連携プラットフォーム」の整備が想定されています。

一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、主体的な学びや個に応じた学習活動を行うための環境整備を検討していきます。

《推進事業 7》 教育ICT活用に関する研究(教育ICT推進委員会)

1人1台の学習用タブレットの整備により、ICTを活用した教育を進めていくためには、教員一人ひとりが、授業においてICT機器の日常的に活用することが重要です。また、ICTを活用して学習指導の効果を高めるためには、教員が、指導のねらいの整理、日頃からの児童生徒の実態把握、授業における教材提示のタイミング、発問、指示や説明といったこれまで行われてきた基本的な学習指導の手法や構成とICTとを融合していくことが必要となります。

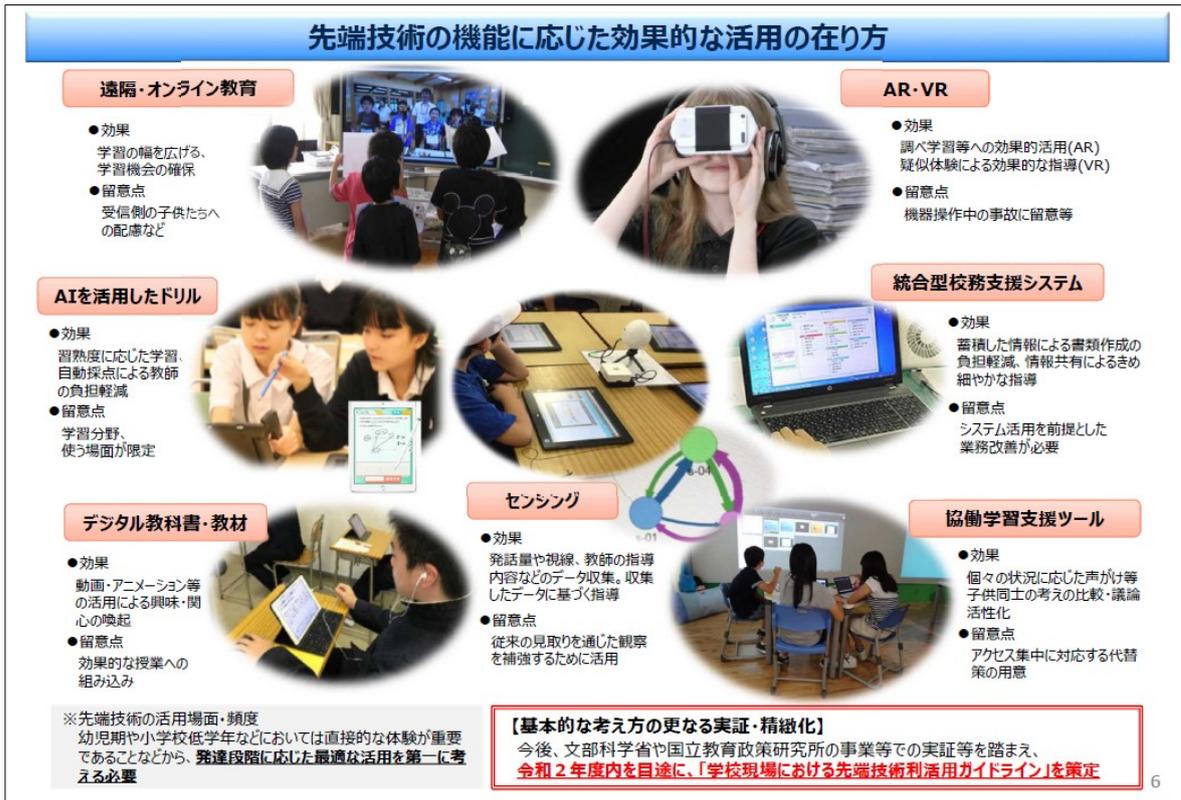
このため、「教育ICT推進委員会」において、ICTを効果的に活用した授業の研究やICT機器の利活用促進を図るとともに、情報交換を行い、教員同士の横のつながりによる利活用の浸透を促します。

なお、具体的な取組については、「あいづっこ学力向上推進計画「視点1 児童生徒の「確かな学力」の向上を図る基盤づくり」」における指導力向上の取組において推進していきます。

《推進事業 8》 授業におけるICT活用研修（各学校）

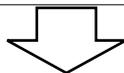
各教科等においてICTを活用する際には、育成を目指す資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質やICTを活用する利点などを考慮し、様々な学習場面を組み合わせるなどして、学習過程を踏まえて効果的にICTを活用（図表4-8）することが重要です。

【図表4-8】 ICTの効果的な活用方法（「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（文部科学省）



【図表4-9】 《本市のめざす授業像 ～資質・能力の3つの柱の観点から～》

資質・能力 3つの柱	知識・技能の習得	思考力・判断力・表現力等の育成
	学びに向かう力・人間性等の涵養	



【本市の目指す授業像】

視覚的で
わかりやすい授業

個に応じた
支援ができる授業

調べ学習や資料・
作品制作をととして
思考力・判断力・表現力
等を育む授業

意見交流をととして
自分の考えを
深める授業

一人ひとりの考えを
伝え合う授業

【視覚的でわかりやすい授業】

電子黒板や書画カメラ等を利用して、教科書やプリント、画像・動画などの教材を拡大提示したり、教員の手元の教材を拡大したりすることによって、学習内容を視覚的にわかりやすく伝えることができます。

学習課題の明確な把握、知識の定着や技能の習熟を図り、学習活動の充実を目指します。

◆ 活用例

電子黒板を活用して、デジタル教科書を提示、児童生徒の動きを動画撮影し、再生して自らの気づきを促したり具体的にアドバイスをしてスキルアップを図るなど。



試験管の教材を拡大表示



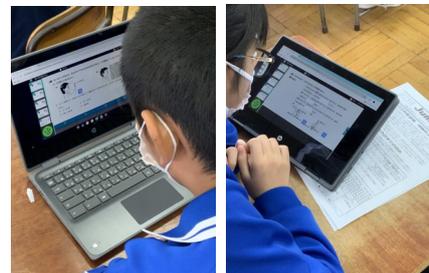
録画した動画で動きを確認

【個に応じた支援ができる授業】

児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるよう、学習アプリケーションを利用し、一人ひとりの習熟の程度や発達段階等に応じた個別学習を行います。自分のペースで学習したり、不得意な分野を重点的に復習したりすることで、主体的に学習に取り組む態度を養い、学習の達成感の獲得を目指します。

◆ 活用例

ドリルソフト等を用いて、漢字や計算、英単語などを、児童生徒の習熟の程度や進捗状況に合わせて繰り返し練習させるなど。



AI型ドリルで個別学習

【調べ学習や資料・作品制作をとおして思考力・判断力・表現力等を育む授業】

各教科の学習内容をより深く理解するために、インターネット等を通じて、詳細なデータや写真・動画等の情報を収集し、収集した情報から学習課題の解決に必要な情報を取捨選択する過程の中で、思考力・判断力・表現力等を育みます。

また、収集した情報を基に、学習用タブレット等を用いて調査結果を表や図に表したり、調査結果に対する自分の考えを文章にまとめたりする学習活動を通じて、学習内容の理解を深めます。

◆ 活用例

学習用タブレットのカメラ機能を用いて、社会事象や自然事象を写真や動画として記録し、その記録を基に調査結果や観察結果を表やグラフに表すなど



インターネットを用いた情報収集

【意見交流をとおして自分の考えを深める授業】

グループなどでの意見交流の際にも、学習用タブレットの活用により、視覚的に互いの考えを共有することができ、グループ内の議論を活発化させます。共通の学習課題について、他者の考えに触れることで、自分の考えを広げたり、深めたりすることができます。これにより、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や、思考力・判断力・表現力等の向上を図ります。

◆ 活用例

学習用タブレットを活用してグループ内の意見をまとめ、クラス全体で共有することで、他のグループの考え方と比較するなど



児童生徒同士による意見交換、発表などを通じて、思考力、判断力、表現力を高める

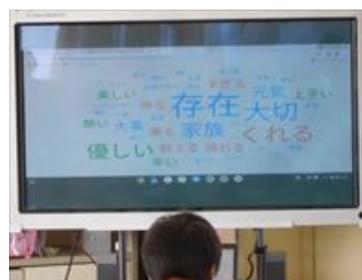
【一人ひとりの考えを伝え合う授業】

児童生徒が、調べたり、考えたり、話し合ったりしてまとめたものをわかりやすく提示し、活発な話し合いを実現します。クラスやグループに自分の考えを伝えるために、児童生徒一人ひとりが学習課題に対して主体的に考え、他者からの意見を踏まえて資料や作品を見直すことで、多角的な見方・考え方を身に付けることができます。



互いに発表の練習を記録して改善

また、児童生徒が自分の学習用タブレットで作成したスライドを全員で共有したり、各学習用タブレットから入力した記述をテキストマイニングツール³³を使って全員の考えを見える化したりすることで全体の傾向を共有することができます。



各自が入力した意見を見える化

このような協働的な学習活動をとおして、表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆ 活用例

プレゼンテーションソフトを用いて制作したレポートを、電子黒板で投影し、グループ内やクラス全体にわかりやすく発表するなど

そのほか、上記の5つの授業に関わる学習として、次のような取組も考えられます。

33 膨大なテキストデータを自然言語処理し、頻出語や特徴語を抽出して特徴が分かるように可視化するツール。

【遠隔教育・オンライン学習による授業】

遠隔・オンライン教育の実施にあたっては、多様な人々のつながりを実現するために、海外の学校と接続し、英語でコミュニケーションを図ったり調べたことを発表し合ったりする交流学习や、小規模校の児童生徒が他校の児童生徒と一緒に授業を受け、多様な考えに触れる合同授業などの取組を推進します。

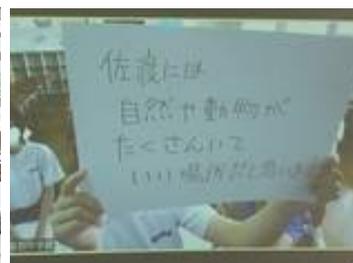
また、教科の学びを深めるために、大学と接続し講義を受けたり、教室にしながら社会教育施設を見学し専門家による解説を聞いたりするなど、教室外の人的・物的資源を活用するなどの取組も推進していきます。(推進事業12とも関連)



海外在住の方との交流



他県の学校との交流

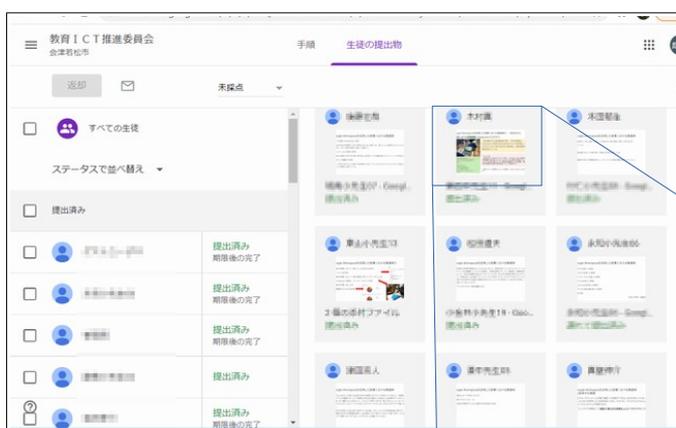


加えて、有事の際の学習保障や不登校児童生徒への柔軟な支援などにおける対応策の一つとして、家庭でCBT等による課題学習や調べ学習など、授業と家庭学習を結ぶ遠隔・オンライン教育での活用も考えられます。そのため、家庭でICTを活用する際の情報セキュリティ等への対策や、学校の学習用タブレットを持ち帰って活用する場合のルールづくり等を踏まえ、家庭と連携を図りながら、推進していきます。

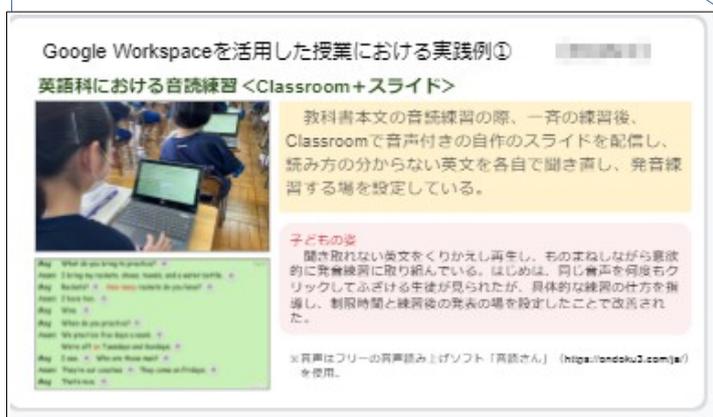
《推進事業 9》 教育ICTデータベースの整備・活用

各学校や教員が実践した様々なデータを共有し、お互いに実践していく中でICTを効果的に活用した授業等の指導力向上を図ります。

令和2年度は「教育ICT推進委員会」において、主に学習用タブレットの使い方を中心に研修を進めましたが、令和3年度はその研修成果を踏まえ、1人1台の学習用タブレットの環境を生かして授業でどのような活用ができるのか、どのような活用が効果的なのかを中心に研究と実践を進めています。各委員や学校が実践をした実践例を Google Classroom に掲載し、委員会の定例研修会において交代で発表し協議を深めることで共有化を図り、実践例の累積を推進しています。



各推進委員が実践例をアップロードして情報共有



それらの研究実践から得られる実践事例や授業で活用できる教材等を集約するとともに、文部科学省や各研究機関等の先行事例を収集・整理してデータベースを構築することにより、教員がICTを活用した授業を進めるにあたり参考とすることができます。

今後、「教育ICT推進委員会」を中心として計画的に研修を進めるとともに、実践事例のデータベース化やICT授業コンテンツの共有システム等の構築をとおして、教員のICT活用能力の育成を図っていきます。

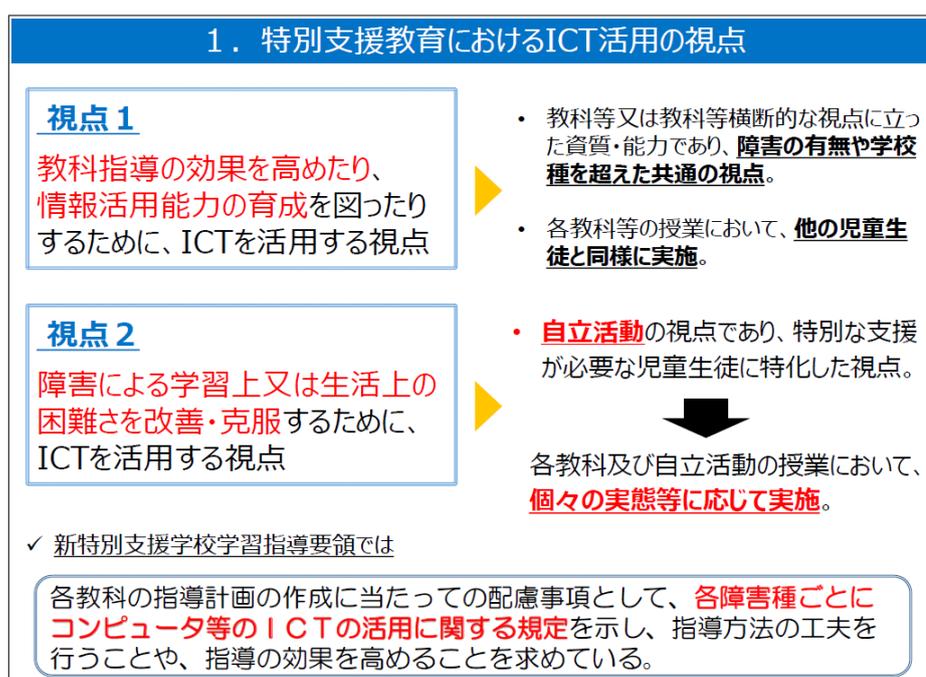
《推進事業10》 児童生徒の個性に合わせた指導の推進

今後のスマートシティを進めていくに当たっての取組の一つとして、教員が児童生徒一人ひとりの志向性や習熟度、発達段階等を把握し、個性に合わせた指導を実施できるように支援する「教員ポータル」の整備が想定されています。

具体的には、《推進事業6》で述べたように、「(仮称)子ども情報連携プラットフォーム」に本人(保護者)同意のもとで蓄積された児童生徒一人ひとりの学習履歴や、生活・健康情報などのデータを教員の指導に役立つ形で「教員ポータル」において提示し、個別最適な学びの提供を目指します。

また、誰一人取り残さないデジタル社会に向けて、特別支援教育におけるICT活用については次の2つの視点(図表4-10)に基づいて教育ICTの活用を進めます。

【図表4-10】 特別支援教育におけるICTの活用について(文部科学省)



【視点1】は、特別支援教育だけでなくすべての教科等において身に付けさせるべき資質・能力であり、すべての児童生徒について配慮すべきものです。また、【視点2】は、各教科及び自立活動の授業において、個々の障がいや特性に応じて支援すべき視点となります。

つまり、障がいの状態や特性、それに伴う学びにくさは多種多様であり、個別最適化した学びを実現するためには、その状態に応じた個別的な支援が必要となります。

通常の学級や特別支援学級における特別な支援を要する児童生徒への教育ICT活用としては、次のような取組(図表4-11)が考えられます。

特別支援学級

- **読むことや書くことが苦手な子供に対する大型ディスプレイを使った視覚情報提示（図9）**

書くこと（とくに漢字の書字）や読むことに難しさがある場合には、大型ディスプレイにノートPCを接続して、学習ソフトウェアをディスプレイに写しながら学習を行うことも効果的です。子供に興味関心を抱かせることで集中力を持続できたり、自ら学ぼうとする姿勢がみられました。（C1）
- **肢体不自由のある子供に対する大型ディスプレイを使った姿勢保持と視線確保**

知的発達に遅れがなく、文字盤を利用してコミュニケーションを取っている肢体不自由のある子供の事例です。デジタル教科書の内容を大型ディスプレイに写すことで、子供の関心・興味を引き、視覚・聴覚の情報をわかりやすく提示します。また、適切な位置に提示することで姿勢保持や視線確保が可能になり、活動への集中力を高める効果や学習への意欲を高める効果が期待できます。（B1、C1）
- **ノートPCを使った「おはなし」の作成（図10）**

肢体不自由のある子供と、自閉症のある子供の特別支援学級における合同授業でのICT活用事例です。どちらの子供も、話し言葉での表現は可能ですが、文章での表現に困難があるため、ストーリー展開のある文章表現が難しいという課題がありました。

そこで、ノートPCと学習ソフトウェアを活用し、4枚の絵を使って起承転結を意識しながら「おはなし」の構成を考える授業を展開しています。視覚的な情報が提示されるため、子供たちは自分でストーリーの構成を考えながら、おはなしを作成することができていました。（C1）

通級指導教室

- **聞こえにくい子供に対するタブレットPCのアプリを使った筆談（図8）**

難聴のために正確な文言を聞き取ることが難しい子供に対して、タブレットPCの筆談アプリを使用して、学習に必要な正しい文言の確認をします。また、子供の発言が聞き取りにくい場合には、教師が筆談アプリを使用して確認することもできます。（B1、C1）
- **話したり書いたりすることが苦手な子供に対するタブレットPCの活用**

子供の状態に応じて、タブレットPCを活用することが効果的です。例えば、話すことが苦手な子供の場合は、動画を閲覧した後にその内容について口頭で説明するという活用もできます。また、書くことが苦手な子供の場合は、メモ機能を使ってキーワードを入力し、後でそのキーワードを見ながら文章を作成していくことも可能です。（B1、C1、C2）
- **読むことや書くことが苦手な子供に対するタブレットPCを使った漢字学習**

読むことや書くことが苦手な子供に対して、タブレットPCによる漢字の学習を行っています。アプリを使用し、視覚情報を活用しながら、漢字の読み方や書き順を自主的に学習することができます。（C1）



34 「特別支援教育でICTを活用しよう」（平成28年11月 文部科学省）より。

通常の学級

●聞こえにくい子供に対するノート PC を使った文字情報の提示 (図 5)

交流及び共同学習において、特別支援学級担任が教室前方に座り、ノート PC のパソコン要約筆記用ソフトを使って、担任の話や他の子供たちが発言した声をキーボードで入力することで、子供の机に置かれたタブレット PC に、入力した文字が表示されます。(A 1、B 1)

●読むことが苦手な子供に対するペン型音声再生機を使った教科書の読み上げ (図 6)

初出の漢字や慣れない言い回しなど「読むこと」が苦手な子供に対して、読みの難しい箇所にペン型音声再生機で触れることで、文章の内容を音声で読み上げます。読み方を学習するとともに、内容の理解にもつながります。(B 1、C 1)

●集中したりじっとしていることが苦手な子供に対する大型ディスプレイを使った視覚情報提示 (図 7)

学級での学習に集中して参加することが難しい子供や、衝動性のある子供、姿勢が崩れやすい子供、問題を読み取ることが難しい子供に対して、大型ディスプレイを活用して視覚的な情報を提示することで、子供の興味関心を引きつけたり、理解の促進を行ったりします。(B 1、B 3、C 1)



●実物投影機とタブレット PC を使って子供の学習意欲を高める取組 (図 11)

知的障害特別支援学級における合同授業の事例です。語彙力に課題があるために伝えたいことがあってもうまく表現することが難しい子供が、他の子供の前でスピーチや発表を行う場面において、実物投影機やタブレット PC を使い、焦点をあてている部分を拡大したり、ラインを引いたデジタル教科書を見せて発表を行ったりすることで、自分の考えを表現できていました。(B 1、C 1、C 2)



《推進事業 11》 地域民間企業及び地元大学等外部機関との連携強化

あいづっこ人材育成プロジェクトにおける「企業から学ぶ」事業では、AiCT入居企業を中心に、プログラミング授業や会津大学と連携したオンラインによる学習相談の実施など、地域と一体となって遠隔・オンライン教育を進めてきました。

令和3年に入り、7月に実施された「バーチャル企業訪問」や、学校からの依頼により複数回実施している「総合的な学習(探究)の時間」の授業支援等、市内小中学校とAiCT入居企業が連携する事例が増加しています。

授業後のアンケート等でも、児童生徒への教育的な効果や教員のICT活用機会の向上などのよい影響が確認されていることから、継続的に地域民間企業及び大学等外部機関との連携を強化し、社会で必要とされる様々な知見やスキルを磨く多様な教育機会の提供を推進していきます。

将来的には、地域人材と学校・児童生徒をつなぐ仕組みを整備し、定常的に学校と地域が連携できる環境を目指します。



会津大学生によるオンライン講義



複数中学校合同のバーチャル企業訪問・交流会



複数小学校合同によるバーチャル企業訪問・交流会



小学生のバーチャル市役所訪問 東京の企業協力による郷土理解学習

《推進事業 12》 ICT利活用リテラシーの整理と系統的な習得

文部科学省では「新学習指導要領」の全面実施に向けて、平成28年7月公表「教育の情報化加速化プラン」、平成29年8月公表「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」、平成30年6月策定「第3期教育振興基本計画」等において、「情報活用能力」の育成とそのための環境整備の推進が示されました。また、「新学習指導要領」においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と並び「学習の基盤となる資

質・能力」と位置付けられ、児童生徒の発達段階や教科等の役割を明確にし、教科等横断的な視点で育んでいくことが重要であるとされています。

そのため、発達段階に応じて身に付けさせるべき能力を整理し、各学校が計画的に情報活用能力を育成できるよう、基本的な要素(図表4-12)を整理し、さらにスモールステップ化した体系表((仮称)ICT利活用リテラシー系統表)を作成します。

【図表4-12】 情報活用能力の要素の例³⁵

		分類
A. 知識及び技能	1	情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能 ①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③記号の組合せ方の理解
	2	問題解決・探究における情報活用の方法の理解 ①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の評価・改善のための理論や方法の理解
	3	情報モラル・セキュリティなどについての理解 ①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・セキュリティの理解
B. 思考力、判断力、表現力等	1	問題解決・探究における情報を活用する力(プログラミング的思考・情報モラル・セキュリティを含む) ※事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力 等
C. 学びに向かう力・人間性等	1	問題解決・探究における情報活用の態度 ①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、改善しようとする態度
	2	情報モラル・セキュリティなどについての態度 ①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度

《推進事業13》 情報モラル教育の充実

現在の児童生徒のインターネット等の利用状況等については、総務省「情報通信白書」や内閣府「青少年インターネット利用環境実態調査」の結果から、早期からインターネットを利用することによる「ネット依存」に該当する児童生徒の増加、SNSの利用によるインターネット上で知り合った人とのトラブルの増加などが懸念されています。

情報モラル教育は、図表4-13のように情報化社会の進展等による社会的背景の変化とともに教育方法も変化しており、現在は3.0の状況といわれています。今後も実態に応じて随時見直しを図っていきます。

35 「情報活用能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの在り方と授業デザイン」(平成31年 文部科学省)より。

【図表4-13】 情報モラル教育のステージ³⁶

	社会的背景・特徴	教育方法
情報モラル教育1.0	・情報は一方的（テレビ・新聞…）	情報の受け手への教育
情報モラル教育2.0	・情報は双方向的（ネット、SNS…） ・家庭によって活用に差が大きい	トラブル事例を紹介して怖がらせる （他律的な指導が中心）
情報モラル教育3.0	・AIやIoTの普及 ・GIGAスクールで全員が活用する	活用を前提として、リスクを自覚させ、考えさせる （自律的な指導が必要）
情報モラル教育4.0	・AI等がリスクを提示	提示されたリスク情報を踏まえて判断させる
情報モラル教育5.0	・AI等が自らリスクを回避	??

（「??」は脚注参照）

児童生徒が、情報社会の危険性と利便性を正しく理解し、そのリスクを自覚し、考えることをとおして、ICT機器の適切な活用方法と情報の取り扱いについて、自分自身で的確に判断し行動する力を育成します。

そのために、本市における「あいづっこ『携帯・スマホ等の使い方』宣言」（図表4-14）を柱とし、学習活動の様々な場面において情報モラルについて指導を行っていきます。

また、情報モラルの大半は、日常的なモラルであることから、道徳教育や人権教育と関連させながら、様々な事例について問題の本質を見抜き、主体的に解決できる力を育成していきます。

36 塩田真吾氏（静岡大学准教授）が整理した表。表中の「??」は塩田氏が整理した表記のまま。

【図表4-14】 あいづっこ『携帯・スマホ等の使い方』宣言



あいづっこ「携帯・スマホ等の使い方」宣言

あいづっこ
「携帯・スマホ等の使い方」宣言

- 一 一家の人と話し合ってからルールを決め、必ず守ります。
- 二 やるべきことをやってから使い、夜9時以降のメール等はしません。(※緊急との連絡を必要を事除く)
- 三 人の傷つくことや個人情報を書き込まず、楽しく使用します。
- 四 困った時や悩んだ時は、すぐ家の人に相談し、一緒に解決します。
- 五 TPOを守り、「ながら」スマホ(携帯)等はしません。(※TPOは時や場所、状況に応じた心配りなどの意味)
- 六 家族や友達との直接(目と心で)の会話を大切にします。

やっってはならぬ
やらねばならぬ
ならぬことは
ならぬものです



あいづっこ「携帯・スマホ等の使わせ方」宣言

あいづっこ
「携帯・スマホ等の使わせ方」宣言

- 一 携帯やスマホを持たせる場合は、目的をはっきりさせます。(契約者は保護者です。それを子どもに貸しています)
- 二 家庭のルールをつくり、子ども任せにしません。ルールを教えることは保護者の責任です。
- 三 ルールが守れない時やトラブルに遭った時は、保護者が一緒に考え、よい方法を見つけてみます。
- 四 ゲーム機や音楽プレイヤーの使い方にも目を配り、時間の使い方を指導します。
- 五 直接会って話すこと、顔を見て話すことが大切であることを教えます。
- 六 保護者自身が、正しい使い方について手本を示し、賢く使える子を育てます。

やっってはならぬ
やらねばならぬ
ならぬことは
ならぬものです



※子ども達が決めた「使い方宣言」が守られるよう、保護者同士がしっかりと連携・協力します。

《推進事業14》 プログラミング教育の充実

令和2年度に小学校、令和3年度に中学校の学習指導要領が完全移行となりました。この改訂により、「情報活用能力³⁷」が、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとなりました。

37 世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくための必要な資質・能力を指す。

また、学習指導要領総則では、ICT環境の整備と、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが新たに明記され、小学校学習指導要領では、コンピュータでの文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することについて明記されました。

加えて、小学校段階でのプログラミング教育を必修化するなど、小・中・高等学校を通じてプログラミングに関する指導内容が充実され、令和2年度より各小学校では、プログラミング学習を教育課程に位置付けて実施しています。

各小学校（義務教育学校前期課程を含む。）とも、市内の企業やNPO法人等の関係機関の協力を得ながら工夫して取り組んでいますが、各学校とも系統的な学習がまだ十分に確立されておらずイベント的な取り組みになっている現状が多くみられます。



そこで、《推進事業7》や《推進事業12》と関連させながら、段階的なプログラミング学習を推進します。先進的に独自に取り組んでいる学校の実践を共有しつつ、シングルボードコンピュータやブロックプログラミング教材などを整備し、学校への教具貸与や総合サポート等による授業支援体制を整え、全体的なスキルアップを図ります。

また、文部科学省より発行されている手引き³⁸や、「未来の学びコンソーシアム」の運営するWebサイト³⁹に掲載されている指導例の具体的な実践事例を紹介したり、教師用の研修教材が掲載されているサイト⁴⁰等を活用した教員研修等を計画的に推進します。

《推進事業15》 健康管理のスキルアップ

教育の情報化に伴い、児童生徒の学習環境に1人1台学習用タブレットや大型提示装置などのICTが導入され、日常的にICTを活用した授業が展開されることとなりますが、児童生徒がICTを活用する際の健康面に配慮した取組を並行して進めていくことが重要となります。

児童生徒のICT活用に関する健康面だけでなく、健康面に配慮したICT活用により、自分の健康管理を総合的に自己管理できる力を身に付けることができるよう、文部科学省のガイドブック等（図表4-15）を基に、会津若松医師会等の専門家、保護者の協力を得ながら、健康管理ができる児童生徒の育成を目指します。

○ ICTを活用する際の健康面の配慮

- ・ 目の疲れなど視覚系への影響
- ・ 姿勢など筋骨格系への影響
- ・ 疲労への影響
- ・ 心理的な影響 等

38 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（令和2年2月）より。

39 「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」（<https://miraino-manabi.jp/>）より。

40 「小学校プログラミング教育に関する研修教材」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416408.htm）より。

保護者用

— 1人1台端末の時代となりました— ご家庭で気をつけていただきたいこと①

□ 端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、本人の習慣として身につけられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢のお子さまの場合などは、保護者の方にも気にかけていただけると効果的です。



注意点！



① 目を、画面から30cm以上、離して使う

☞ そのためには、良い姿勢を保つことが重要です。お子さまの成長に応じて、机と椅子の高さを正しく合わせることも必要です。

② 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る

③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する

☞ 一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げます。

☞ 画面の反射や画面への映り込みを防止するために、画面の角度も調整します。

※①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

ご家庭で気をつけていただきたいこと②

□ 端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのように使うか、お子様と話し合うことが大切です。



<最低限、守っていただきたいこと>

- ・少なくとも、寝る1時間前からは、デジタル機器の利用を控えるようにします。

⇒睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなります。

- ・学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使いません。

健康面に気をつけて使う場合でも、デジタル機器を使う時間があまりに長くなると、人と人とのリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動などの時間も、少なくなってしまう。

成長期のお子様のバランスの良い発達の観点からも、(使い方にもよるため、一概に何時間までならOKということはいえませんが)、お子様がさまざまな経験や活動ができるよう、ご家庭でもデジタル機器全般の使い方について、この機会にお考えください。

□ 端末の安全な利用について

お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするなど、適切な指導が必要です。

⇒フィルタリングは、お子様にとって不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネットでのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

ご家庭で用意するデジタル機器に、携帯電話会社などが提供するフィルタリングサービスを活用することについてもご検討ください。

※端末の利用時間等のルール及び安全な利用については、保護者向けリーフレット「保護者が知っておきたい4つのポイント」もご参照ください。

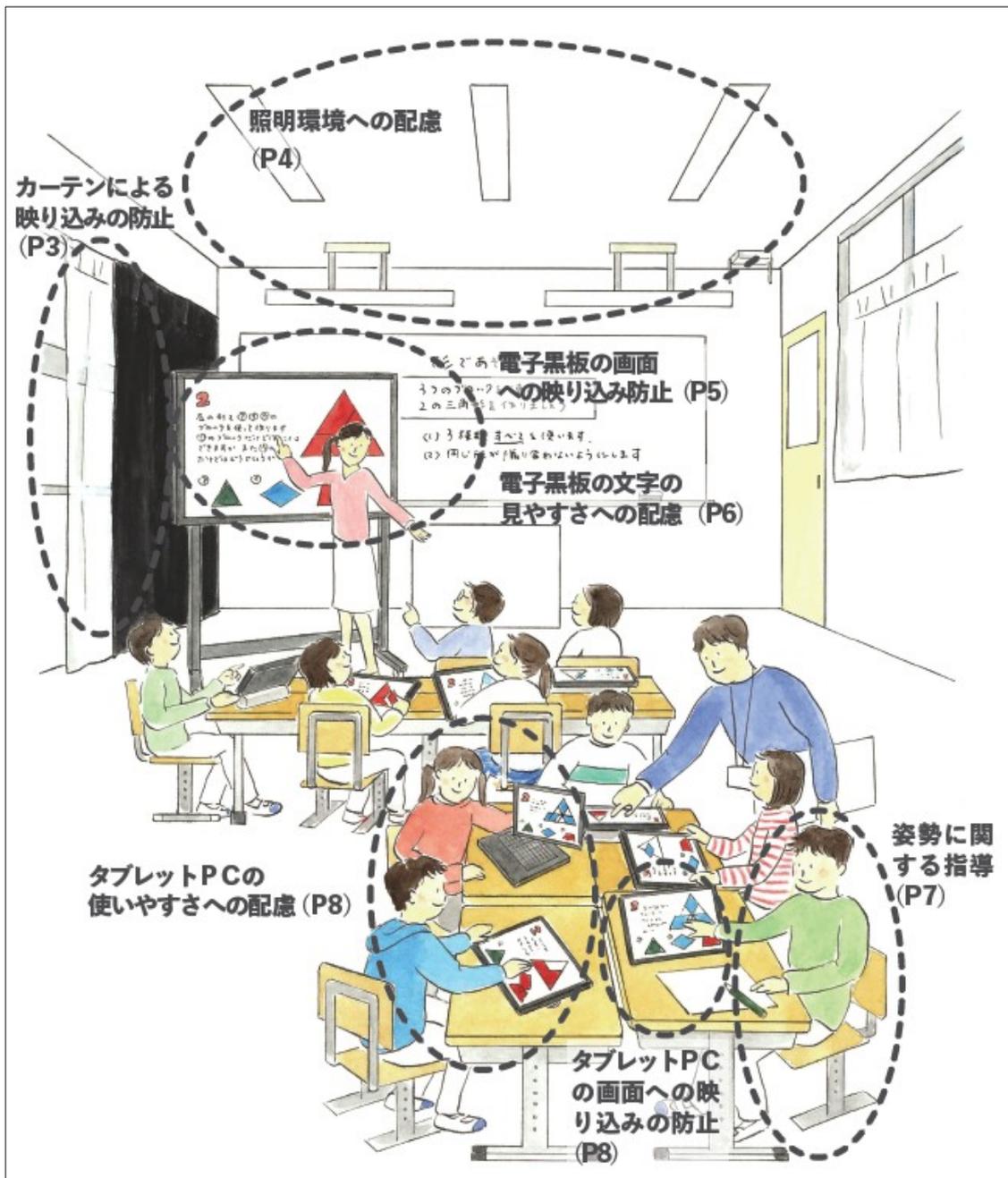


○ ICTを活用した健康管理（《推進事業6》との関連）

- ・ 健康の記録の電子データ化とその活用
- ・ 保護者とのデータ共有 等

また、教室の明るさや電子黒板の配置、表示する文字の大きさなどの留意事項について共通理解を図り、健康に留意したICTの活用を進めます。（図表4-16）

【図表4-16】 改善方策のイメージ（「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」より）



《推進事業 16》 校務の電子化による教育情報の共有・活用の推進

令和2年度に調査を行った「会津若松市教育ICT環境推進計画策定業務委託報告書」によれば、教育ICT環境推進での課題とやるべきことの第1に「校務の効率化」と「情報共有環境構築」が挙げられています。校務の効率化と負担軽減を図ることで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教員同士の授業力向上に向けた話し合いや研修等の時間を増やし、教育の質の向上と学校経営の改善につながります。

校務に係る教職員の負担を軽減し、教員の授業時間や教材研究等の時間を確保するため、福島県において学校事務等の機能を統合したシステムの導入が進められています。しかしながら、本市において導入した場合、導入費用に加え、専用回線使用料や年間の維持管理費が必要となります。

このことから、現在、各校で個別に導入したシステム等によって進められている校務データのフォーマットの統一化を図り、教職員の事務処理の負担軽減を目指します。

なお、統合型校務支援システムの導入については、スマートシティ推進における取組等として、「(仮称)子ども情報連携プラットフォーム」との連携を視野に入れながら、本市独自の導入等も含め、本計画期間中に検討を行うこととします。

また、学校における校務の電子化を推進し、教職員が学習履歴や行動の記録等の情報を共有化することにより、個の実態に応じた行き届いた学習指導や生徒指導などの教育活動を充実できるよう環境整備を進めます。

《推進事業 17》 学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーションの整備・活用

現在使用している「あいっこ Web」や「あいっこ+(プラス)」、「あいべあ」の活用の拡充を進めて学校と家庭が連携できるシステムを構築し、迅速で効果的に学校ホームページとしての情報配信ができるようにします。

また、学校から各家庭への連絡や教育委員会から各家庭への一斉連絡ができるよう、全家庭の登録を目指し、家庭や地域による学校教育への理解を深めることができるようにします。

そのため、「会津若松+(プラス)」と連携しながら「あいっこ Web」(図表4-17)や「あいっこ+(プラス)」の機能拡充などにより、学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーションとしての運用を充実させます。

【図表4-17】 学校の情報は新ポータルサイト「あいづっこWeb」

The image shows a screenshot of the Aizu-ko Web portal website. The main content area features a header with the site name '会津若松十 AIZUWAKAMATSU PLUS' and navigation links for '利用者切り替え' (User Switch), 'イベント' (Events), and 'お知らせ' (News). Below the header is a main banner for 'あいづっこWeb' with a welcome message and introductory text. A '学校一覧' (School List) section is visible, with tabs for '小学校' (Elementary School) and '中学校' (Middle School). A sidebar on the left contains a menu with items like '義務教育学校' (Compulsory Education School), '教育委員会' (Education Commission), '新着情報' (New Information), and a list of schools including '東山小学校', 'PTA&OB会様から', '一箕中学校', '今日の一コマ (琴)', and '松長小学校'.

会津若松十 AIZUWAKAMATSU PLUS

利用者切り替え
 ○ 市民 ○ 観光 ○ 移住 ○ 学校 ○ 開発者

イベント お知らせ LOGIN

子ども・教育 | 暮らし・手続き | 文化・スポーツ・生涯学習 | 観光・商工・農林業 | 健康・福祉 | 市政情報 | 東日本大震災関連 | 防災・震災

LANGUAGE SEARCH

あいづっこWeb

ようこそ！「会津若松市教育ポータルサイト あいづっこweb」へ！

「あいづっこWeb」は、子どもたちのとびっきりの笑顔をはじめ、各学校での教育活動・学校運営の状況や、各種教育関連情報などを幅広く提供することにより、学校・保護者・地域の方々と連携を図り、地域とともにある学校づくりを推進することを目的として、会津若松市教育委員会が運営しています。

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、本市の教育活動においても感染症対策を徹底しながら、子どもたちの健やかな学びを保障してまいります。

保護者の皆様、市民の皆様におかれましても、子どもたちを守るため、引き続き、感染症対策の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

学校一覧

小学校 + 中学校 +

義務教育学校

教育委員会

新着情報

東山小学校
 PTA&OB会様から
 一箕中学校
 今日の一コマ (琴)
 松長小学校

会津若松十 AIZUWAKAMATSU PLUS

利用者切り替え
 ○ 市民 ○ 観光 ○ 移住 ○ 学校 ○ 開発者

イベント お知らせ LOGIN

子ども・教育 | 暮らし・手続き | 文化・スポーツ・生涯学習 | 観光・商工・農林業 | 健康・福祉 | 市政情報 | 東日本大震災関連 | 防災・震災

LANGUAGE SEARCH

あいづっこWeb・プラス リニューアルのご案内

あいづっこWeb・プラス リニューアルのご案内

ログインすると
もっと便利に！

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
福島県・会津地方振興局管内
13市町村共同メッセージ**

重要 2022/02/01
 福島県・会津地域13市町村長
共同メッセージ
 79 views

**新型コロナウイルス
ワクチン接種記録
確認サービス**

重要 2021/10/22
 新型コロナウイルスワクチン
接種記録確認サービス
 696 views

メールやLINEで市政だより発行の通知を受け取ることが...

重要
 307 views

SEARCH

あなたが知りたい情報を探せます

Google 提供

除害 登録条件 市外

《推進事業18》 学校情報セキュリティポリシー等の策定・徹底

これまでの本市の学校における情報セキュリティ対策については、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や市職員向けの「会津若松市情報セキュリティポリシー」に準じて対応してきました。

GIGAスクール構想により、1人1台の学習用タブレットを整備し、市で管理するICT機器が飛躍的に増大したことから、ICTを活用した教育を推進する上で、市教育委員会としての「(仮称)会津若松市教育情報セキュリティポリシー」の策定が必要となります。

また、各学校において、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を児童生徒に指導するため、教員を対象に、外部講師による情報モラル指導者研修を実施する必要があります。

併せて、児童生徒を対象に、安全・安心にICT環境を活用するためのルール等を指導する外部講師による講習を実施する必要があります。

これにより、教職員や児童生徒が日常的なICT機器を安全・安心に活用できる環境を構築するとともに、外部からの脅威に対し個人情報保護等の危機管理の徹底を図ります。

5. 教育ICT推進プラン達成目標の指標

本プランを推進するにあたり、令和2年度における現状値を基本として、最終年度である令和8年度の目標値を設定し、定期的に評価することにより、推進プランの達成を目指します。

(I) 教員のICT活用指導力

教員のICT活用指導力を評価する指標として、「2(3) 教員の教育ICT活用能力の現状」の図表2-4を基準として評価します。

これは、「教員のICT活用指導力等の実態に関するアンケート」(文部科学省)の大項目(活用する能力)ごとの4つの小項目(設問)に対し、「できる」「ややできる」「あまりできない」「まったくできない」の4段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と肯定的な回答をした教員の割合を大項目ごとに平均して算出した値とします。

① 大項目I

評価指標		現状値 (全国)	令和8年度
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力		78.7% (86.3%)	88.0%
内容	教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場면을計画して活用する。		
	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。		
	授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。		
	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどのコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。		

② 大項目2

評価指標		現状値	令和8年度
授業にICTを活用して指導する能力		62.8% (70.2%)	72.0%
内容	児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		
	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。		
	知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人ひとりの理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。		
	グループで話し合っって考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。		

③ 大項目3

評価指標		現状値	令和8年度
児童生徒のICT活用を指導する能力		68.6% (72.9%)	75.0%
内容	学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能(文字入力やファイル操作など)を児童生徒が身に付けることができるように指導する。		
	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。		
	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。		
	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。		

④ 大項目 4

評価指標		現状値	令和8年度
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力		80.4% (83.3%)	85.0%
内容	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。		
	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。		
	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。		
	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気づき、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。		

(2) ICT環境整備

評価指標	配置教室	現状値(令和3年度)	令和8年度
電子黒板等の 大型提示装置の整備率	普通学級及び特別支援学級用 (整備台数/普通学級数)	54.8% (206台/376学級)	100% (371台/371学級)
	その他教室用	0% (0台/30校)	100% (30台/30校)

(3) 情報モラル教育の充実

評価指標	現状値	令和8年度
各学校での年1回以上の外部講師による教員及び児童生徒対象の情報モラル研修・講習の実施率(実施校/29校)	一部の学校で実施	100%

(4) 児童生徒のICT利活用リテラシー

評価指標	現状値	令和8年度
「推進事業12」において策定する「(仮称)ICT利活用リテラシー系統表」における、各学年で到達したいリテラシーの定着	無	70%

6. 計画の推進のために

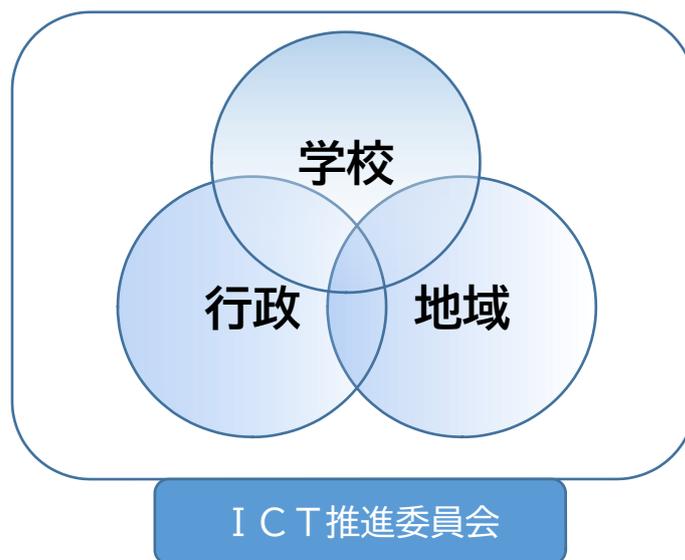
(1) 推進体制

本プラン推進にあたっては、市教育委員会と学校が連携を密にしながら取り組む必要があります。また、市の関係各課と十分に協議・調整を行い、ともに本市が目指す教育の姿や、本計画に掲げた目標を共有し、各種事業を協働しながら計画を進めます。

また、令和2年度に設置した学校の教員、教育委員会指導主事等をメンバーとした「教育ICT推進委員会」において、ICTを効果的に活用した授業の研究やICT機器の利活用促進を図るとともに、情報交換を行い、教員同士の横の繋がりによる利活用の浸透を促します。

さらに、会津大学やAiCT入居企業をはじめ地域企業との連携を図り、地域とともに推進していきます。

【図表 6-1】 本計画の推進体制



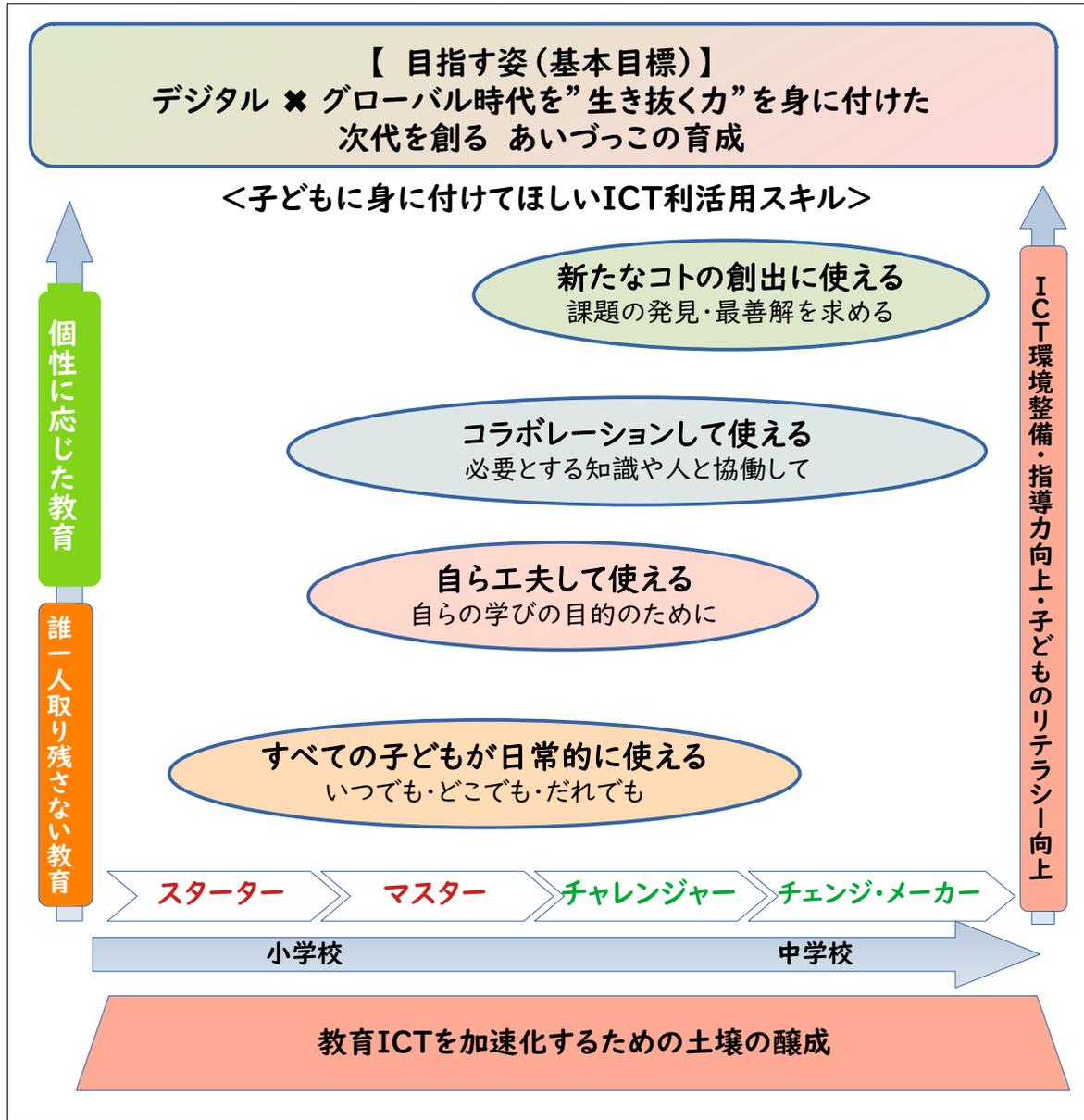
(2) 計画の円滑かつ着実な推進

本計画を円滑かつ着実に推進するため、本計画に掲げた事業の進捗状況を把握するとともに、国・県の施策の方向性を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しや修正を図ります。

また、PDCAサイクルを実行し継続的な進行管理を行います。

なお、ICT機器等、情報通信技術の進歩は急激に進んでいることから、その時々に応じた先進的なICT教育が展開できるよう、必要に応じて計画の修正、改善を行います。

【参考資料1】 会津若松市教育ICT推進プラン 目指す姿(基本目標)・ビジョン



デジタル✕グローバル時代に必要な”生き抜く力”

課題発見・ 解決能力	コラボレー ション創出	グローバル 対応	専門性の 高い知識
---------------	----------------	-------------	--------------

ICT 環境整備	指導力向上	子どもの ICTリテラシー向上
<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット接続回線の拡充 ● 学習用タブレットの家庭への持ち帰り学習へ向けたフィルタリングやモバイル Wi-Fi ルータの整備 ● 各学級1台の大型提示装置等の機器整備 (BYOD※を含めた端末更新の検討) ● デジタル教科書、授業支援ソフト等の整備 ● 教育ICT環境総合サポート事業 ● 児童生徒に関するビッグデータの構築・活用の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育ICT活用に関する研究(教育ICT推進委員会) ● 授業におけるICT活用研修(各学校):本市の目指す5つの授業像 ● 教育データベースの整備・活用 ● 児童生徒の個性に合わせた指導の推進 ● 地域企業及び地元大学等外部機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT利活用リテラシーの整理と系統的な習得 ● 情報モラル教育の充実 ● プログラミング教育の充実 ● 健康管理のスキルアップ
教育 ICT を加速化する取り組み		
校務の電子化による教育情報の共有・活用の推進	学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーションの整備・活用	学校情報セキュリティポリシー等の策定・徹底

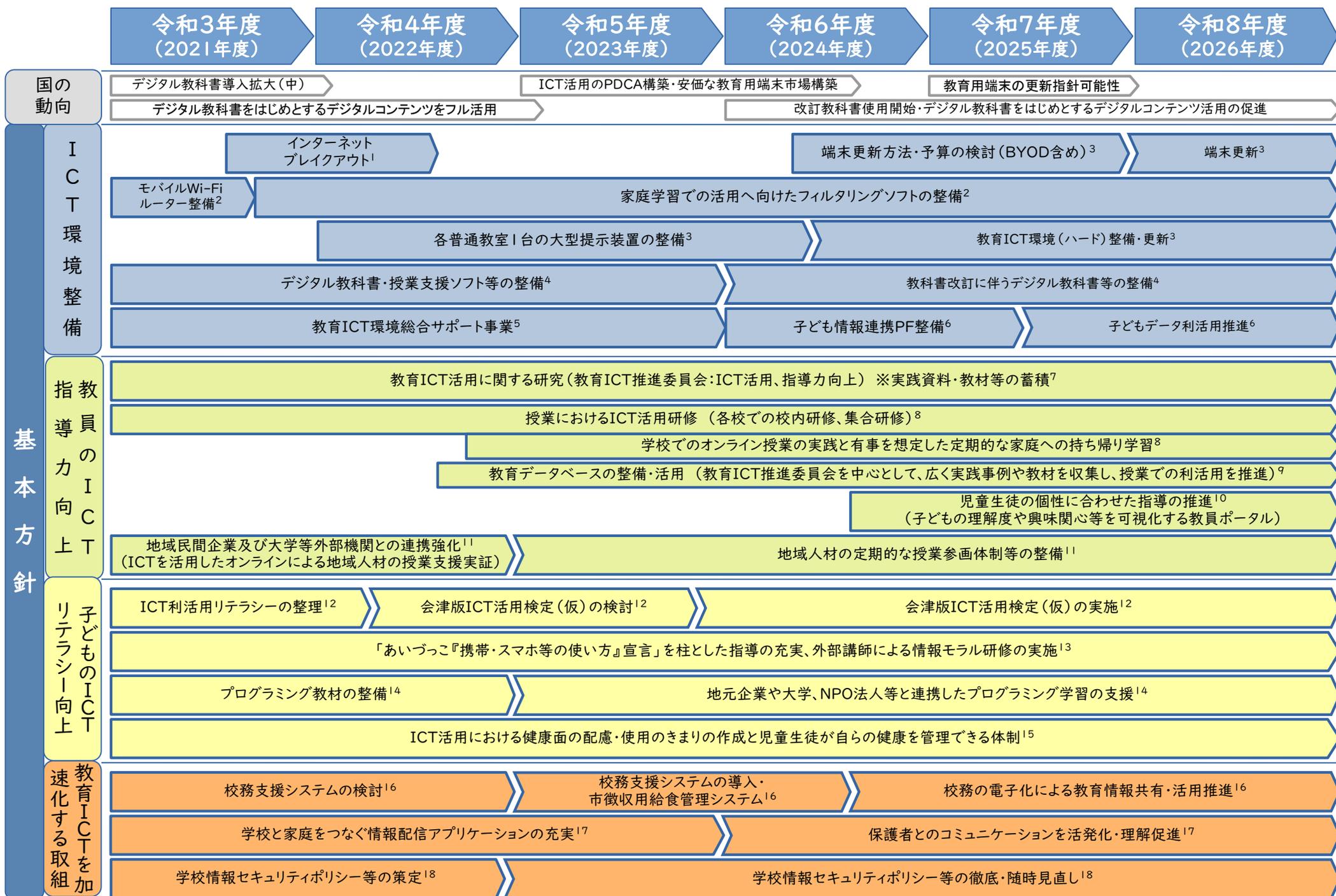
※ BYOD: Bring Your Own Device の略。自分の所有する端末を持ちこむこと。

【参考資料2】 会津若松市教育ICT推進プラン 主要な取組

基本方針	推進事業	具体的な取組
教育ICT環境の整備・充実	推進事業1 インターネット接続回線の拡充	●各校のインターネット接続回線を「学校個別接続」（インターネットブレイクアウト）方式に変更（1 Gbps ベストエフォート） ●URL フィルタリングや外部からの侵入対策
	推進事業2 学習用タブレットの家庭への持ち帰り学習へ向けたフィルタリングやモバイルWi-Fiルーターの整備	●臨時休校・家庭での活用等に備え、モバイルWi-Fiルーターを整備 ●安全にインターネットを利用するための端末のフィルタリング設定 ●家庭での利活用のきまりを作成
	推進事業3 各学級1台の大型提示装置等教育ICT機器の整備	●電子黒板等大型提示装置を普通教室に1台ずつ整備 ●校内サーバ変更検討:全校のものを統合したクラウドサーバへの変更を検討(統合化・クラウド化) ●端末の入替方法について検討(BYODを含め)
	推進事業4 デジタル教科書、授業支援ソフト等の整備	●指導者用デジタル教科書を年次計画により各学校へ配置、学習者用デジタル教科書も実態に応じて100パーセントの配置を目標 ●Chrome アプリを中心とした授業支援ソフトの活用、家庭持ち帰りの通信ネットワーク整備と連動して検討
	推進事業5 教育ICT環境総合サポート事業	●教育ICTアドバイザーの配置 ●ICT環境を総合的にサポートする体制の構築 ●教員サポートシステムの整備(簡単なものはチャットボット等)、授業サポートや研修コンテンツ配信等を行うシステム等の検討
	推進事業6 児童生徒に関する教育ビッグデータの構築・活用の環境整備	●子ども情報連携プラットフォームの整備:保護者や子ども本人のオプトインにより、各機関やサービスが所有する子どもに関するデータを連携し、子どものためのデータ利活用を可能にするPF(データ連携・データ分析・蓄積)
教員の指導力向上	推進事業7 教育ICT活用に関する研究(教育ICT推進委員会)	●教育ICT推進委員会:ICTを効果的に活用した授業の研究や、ICT機器の利活用促進
	推進事業8 授業におけるICT活用研修(各学校)	●目指す授業像の浸透(ICT活用研修実施)<関連授業>遠隔・オンライン学習(有事においても教育の継続を可能にする教員・児童生徒のスキル取得のための定期的なオンライン授業の実施)
	推進事業9 教育ICTデータベースの整備・活用	●教育データベース整備(実践事例や授業で使用できる教材等や、文科省や各研究機関等の先行事例を収集・整理してデータベースを構築し、教員の利活用を促進)
	推進事業10 児童生徒の個性に合わせた指導の推進	●教員ポータル整備:子どもの理解度や興味関心等を可視化し、個性に合わせた指導をサポートする教員ポータル整備
	推進事業11 地域企業及び地元大学等外部機関との連携強化	●地域企業や地元大学等と連携した取組(地域の企業や大学による授業の実施) ●地域人材と学校・生徒をつなぐ仕組みの整備(地域人材活用の体制構築)
ICTリテラシーの向上	推進事業12 ICT活用リテラシーの整理と系統的な習得	●習得能力の明確化と習得手段の体系化 ●子どもたちの情報活用能力の向上:各領域における児童生徒が身に付ける技能のスムーズステップ化した体系表を作成(会津版ICT活用検定(CBT)の検討)
	推進事業13 情報モラル教育の充実	●「あいづっこ『携帯・スマホ等の使い方』宣言」を柱とした指導の充実 ●外部講師による情報モラル研修の実施
	推進事業14 プログラミング教育の充実	●プログラミング教材の整備 ●地元企業や大学、NPO法人等と連携したプログラミング学習の支援
	推進事業15 健康管理のスキルアップ	●ICT活用における健康面の配慮・使用のきまりの作成と児童生徒が自らの健康を管理できる体制
土壌の醸成	推進事業16 校務の電子化による教育情報の共有・活用の推進	●統合型校務支援システムの導入検討 ●市徴収用給食費管理システムの導入 ●地域通貨連携型デジタル校納金管理システムの検討(スマートシティ事業と連動)
	推進事業17 学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーションの整備・活用	●「あいづっこWEB(プラス)」、「あいべあ」の改善による学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーション運用の充実
	推進事業18 学校情報セキュリティポリシー等の策定・徹底	●「(仮称)会津若松市情報教育セキュリティポリシー」の策定と周知(教員・行政向け)

【参考資料3】 会津若松市教育ICT推進プランマイルストーン

※右肩の数字は推進事業No.



会津若松市教育ICT推進プラン

発行日 令和4年3月18日
改訂日 令和6年3月18日

発行 会津若松市教育委員会 学校教育課

電話 0242-39-1303
FAX 0242-39-1461
E-mail gakkyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp